

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成28年11月10日提出
【計算期間】	第3期(自 平成28年2月11日至 平成28年8月10日)
【ファンド名】	新生・世界スマート債券ファンド 1502
【発行者名】	新生インベストメント・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 外和 正光
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号
【事務連絡者氏名】	伊藤 真澄
【連絡場所】	東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号
【電話番号】	03-6880-6400
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

インカム・ゲインとキャピタル・ゲインを追求し、長期的な信託財産の成長をめざして運用を行うことを基本とします。

ファンドの基本的性格

1) 商品分類

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式
	海外	債券
追加型投信	海外	不動産投信
	内外	その他資産 ()
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

2) 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般	年1回	グローバル (含、日本)	ファミリーファンド	あり (米ドル売り 円買いヘッジ)
大型株 中小型株	年2回	日本		
債券 一般	年4回	北米		
公債	年6回 (隔月)	欧州		
社債 その他債券 クレジット属性 ()	年12回 (毎月)	アジア オセアニア	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
不動産投信	日々	中南米		
その他資産 (投資信託証券(債 券(一般、その他 債券)))	その他 ()	アフリカ 中近東 (中東)		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円で為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズです。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券（債券（一般、その他債券））））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（債券）とが異なります。

< 商品分類の定義 >

1. 単位型投信・追加型投信の区分

(1) 単位型投信：当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われのないファンドをいう。

(2) 追加型投信：一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

2. 投資対象地域による区分

(1) 国内：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(2) 海外：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(3) 内外：目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

3. 投資対象資産による区分

(1) 株式：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(2) 債券：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(3) 不動産投信（リート）：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(4) その他資産：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。

(5) 資産複合：目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 独立した区分

(1) MMF（マネー・マネージメント・ファンド）：「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。

(2) MRF（マネー・リザーブ・ファンド）：「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。

(3) ETF：投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

< 補足として使用する商品分類 >

(1) インデックス型：目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。

(2) 特殊型：目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

< 属性区分の定義 >

1. 投資対象資産による属性区分

(1) 株式

一般：次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。

大型株：目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。

中小型株：目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

(2)債券

一般：次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。

公債：目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。

社債：目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。

その他債券：目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。

格付等クレジットによる属性：目論見書又は投資信託約款において、上記 から の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記 から に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

(3)不動産投信

これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

(4)その他資産

組入れている資産を記載するものとする。

(5)資産複合

以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

資産配分固定型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

資産配分変更型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

2. 決算頻度による属性区分

年1回：目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。

年2回：目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。

年4回：目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。

年6回(隔月)：目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。

年12回(毎月)：目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。

日々：目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。

その他：上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

3. 投資対象地域による属性区分(重複使用可能)

グローバル：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。

日本：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

北米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

欧州：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

アジア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

オセアニア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

中南米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

アフリカ：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

中近東(中東)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

エマージング：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 投資形態による属性区分

ファミリーファンド：目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資され

るものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。

ファンド・オブ・ファンズ：「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

5. 為替ヘッジによる属性区分

為替ヘッジあり：目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。

為替ヘッジなし：目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

6. インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分

日経225

TOPIX

その他の指数：前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

7. 特殊型

ブル・ベア型：目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。

条件付運用型：目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。

ロング・ショート型/絶対収益追求型：目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。

その他型：目論見書又は投資信託約款において、上記 から に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。また、商品分類および属性区分の定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) でもご覧頂けます。

ファンドの特色

当ファンドは、主な投資先であるケイマン籍外国投資信託(ニッポン・オフショア・ファンズ - 世界スマート債券ファンド円投資型1502(ファンド・オブ・ファンズ専用クラス)以下「投資先ファンド」といいます。)を通じて実質的な運用を行います。

- 投資先ファンドを通じて世界(新興国を含む)の様々な債券に投資することで、インカム・ゲインとキャピタル・ゲインを追求し、長期的な資産の成長をめざします。
投資先ファンドの主な投資対象は以下の通りです。

ソブリン債券 投資適格社債 ハイ・イールド債券 新興国債券 モーゲージ証券等 等

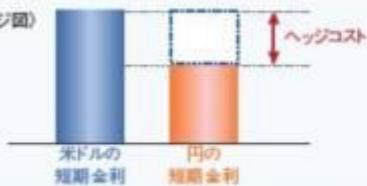
●債券種別ごとの投資配分の機動的な変更、個別銘柄の選択および限定的に通貨配分を調整することにより収益の獲得をめざします。
ポートフォリオの加重平均信用格付は、S&PによるA-格もしくはムーディーズによるA3格またはその他の有力格付機関による同等以上の格付とします。

●投資先ファンドにおいて原則として米ドル円の為替ヘッジを行い、為替リスクの低減を図ります。
限定的な通貨配分の調整を行った場合には、一定程度の為替変動の影響を受けることがあります。
- 投資先ファンドの実質的な運用は、BNYメロン・グループ傘下の運用会社であるスタンディッシュ・メロン・アセット・マネジメントが行います。
▶スタンディッシュ・メロン・アセット・マネジメントは、1933年に米国ボストンにて設立以来、80年以上の歴史を持つ債券運用に特化した運用会社です。
▶投資先ファンドと同様の運用戦略は、1991年の運用開始以来、20年以上の実績があります。
- 当ファンドは、原則として、信託期間約5年の単位型投資信託です。

為替ヘッジおよびヘッジコストについて

米ドル建資産に対し、対円で
為替ヘッジする場合のヘッジコスト

(イメージ図)



円の短期金利が米ドルの短期金利よりも低い場合にヘッジコストが発生します。一方、米ドルの短期金利が円の短期金利よりも低い場合には、ヘッジプレミアムが発生する場合があります。

●「為替ヘッジ」とは、通貨の先渡取引*等を利用し、あらかじめ将来の為替レートを予約しておくことにより、為替変動リスクを低減することです。

●米ドルと円の取引で為替ヘッジを行う場合、日米の短期金利差相当分のヘッジコストがかかります。

*先渡取引とは、将来のある時点を受渡日として、あらかじめ決定した価格ないしレートで行う取引です。

注)日米短期金利差の変動に伴い、為替ヘッジの際に支払われるヘッジコストの水準は変動します。また、実際の運用における為替ヘッジ取引では、為替先渡取引等が用いられるため、実際のヘッジコストと上記イメージ図で示される短期金利差とは一致しないことがあります。

信託金限度額

500億円を限度とします。

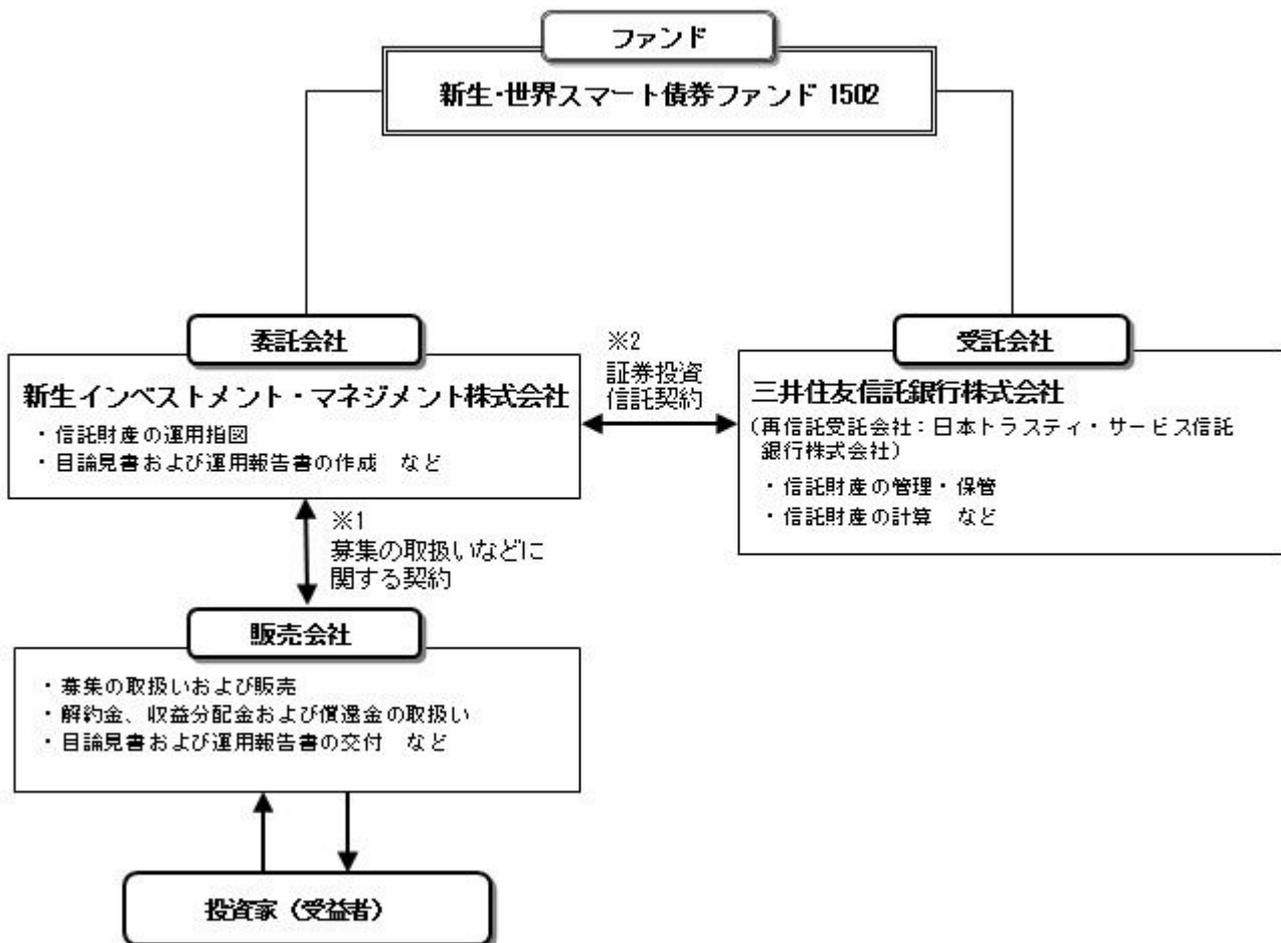
(2) 【ファンドの沿革】

平成27年 2月 2日

・ファンドの信託契約締結、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み

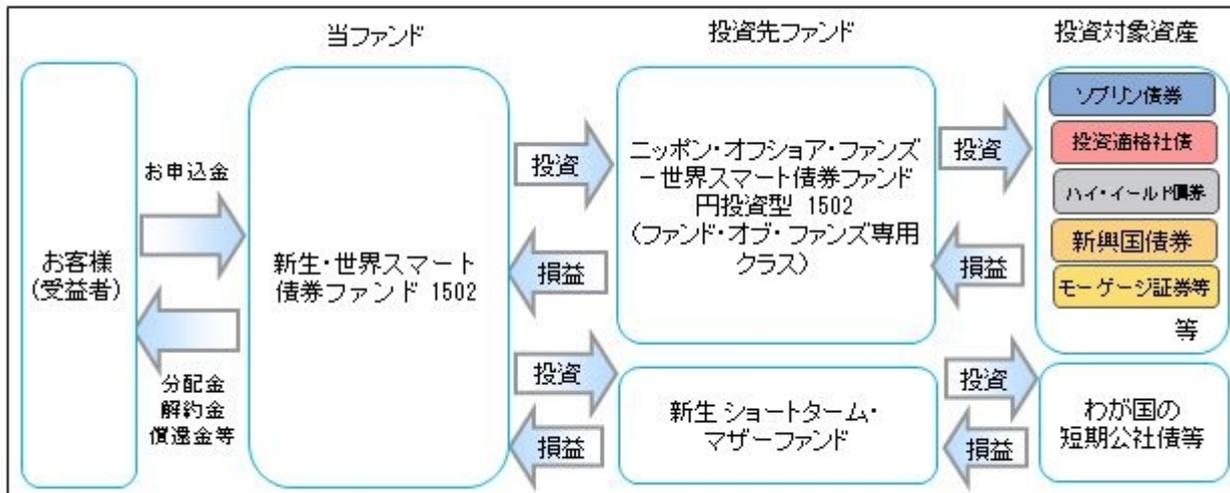


1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したものの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。

2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したものを。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

<ファンド・オブ・ファンズの仕組み>

当ファンドは、投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズです。原則として、投資先ファンドの組入比率を高位に保ちます。



委託会社の概況（平成28年8月末現在）

1) 資本金

4億9,500万円

2) 沿革

平成13年12月17日： 新生インベストメント・マネジメント株式会社として設立

平成14年 2月13日： 「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資顧問業の登録

平成15年 3月12日： 「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づく投資信託委託業および「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資一任契約に係る業務の認可

平成19年 9月30日： 証券取引法の改正に伴う金融商品取引法上の投資運用業、投資助言・代理業のみなし登録

平成27年11月 4日： 金融商品取引法に基づく第二種金融商品取引業の追加登録

3) 大株主の状況

名称	住所	所有株数	所有比率
株式会社新生銀行	東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号	9,900株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

ケイマン籍円建て外国投資信託「ニッポン・オフショア・ファンズ - 世界スマート債券ファンド 円投資型1502（ファンド・オブ・ファンズ専用クラス）」受益証券（以下「投資先ファンド」といいます。）を通じて、実質的に世界の様々な債券（ソブリン債券、投資適格社債、ハイ・イールド債券、新興国債券、モーゲージ証券等の証券化商品等）およびその派生商品へ投資を行うことにより、信託財産の成長をめざします。

当該外国投資信託は、一般社団法人投資信託協会の定めるファンド・オブ・ファンズ組入投資信託および投資法人の要件を満たしております。

投資先ファンドへの投資は、原則として、高位を維持することを基本とします。

投資先ファンドにおいて、投資先ファンドの純資産総額を米ドル換算した額とほぼ同額程度の対円における為替ヘッジ取引を行います。

資金動向や市場動向等の事情によって、上記のような運用ができない場合があります。

（２）【投資対象】

投資先ファンドおよび証券投資信託である「新生 ショートターム・マザーファンド」受益証券を主要投資対象とします。

投資の対象とする資産の種類

- ・次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．金銭債権

ハ．約束手形（上記イ．に掲げるものに該当するものを除きます。）

- ・次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

有価証券および金融商品の指図範囲等

委託者は、信託金を、主として、投資先ファンドおよび「新生 ショートターム・マザーファンド」受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

１．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

２．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの

３．外国法人が発行する譲渡性預金証書

４．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

委託者は、信託金を、前記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。

１．預金

２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

３．コール・ローン

４．手形割引市場において売買される手形

前記 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還への対応および投資環境の変動等への対応で、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項第１号から第４号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

投資対象ファンドの概要

１）「ニッポン・オフショア・ファンズ - 世界スマート債券ファンド 円投資型1502

（ファンド・オブ・ファンズ専用クラス）」

ファンド名	ニッポン・オフショア・ファンズ - 世界スマート債券ファンド 円投資型1502 （ファンド・オブ・ファンズ専用クラス）
形態	ケイマン籍円建て外国投資信託受益証券（契約型投資信託）
投資目的	分散された債券（その派生商品を含みます。）のポートフォリオに対する投資を通じて、安定した収益の獲得および長期的な資産の成長を追求します。
主な投資対象	ソブリン債、投資適格社債、ハイ・イールド債券、新興国債券、モーゲージ証券等などの他、多様な債券および他の債務証券（固定利付または変動利付）に対して投資することがあります。

運用管理報酬等	運用管理報酬：純資産総額に対して年率1.30%（内訳：管理・投資運用報酬0.56%、販売管理報酬0.64%、管理事務代行報酬0.05%、保管報酬0.05%） 上記以外に、受託報酬0.01%（最低年間報酬額10,000米ドル）、その他の費用・手数料として取引手数料やファンドの設立に関する費用、監査報酬等が発生し、投資先ファンドより間接的にご負担いただきます。その他の費用・手数料については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。
管理会社	BNYメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッド
投資運用会社	BNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社
副投資運用会社	スタンディッシュ・メロン・アセット・マネジメント・カンパニー・エル・エル・シー

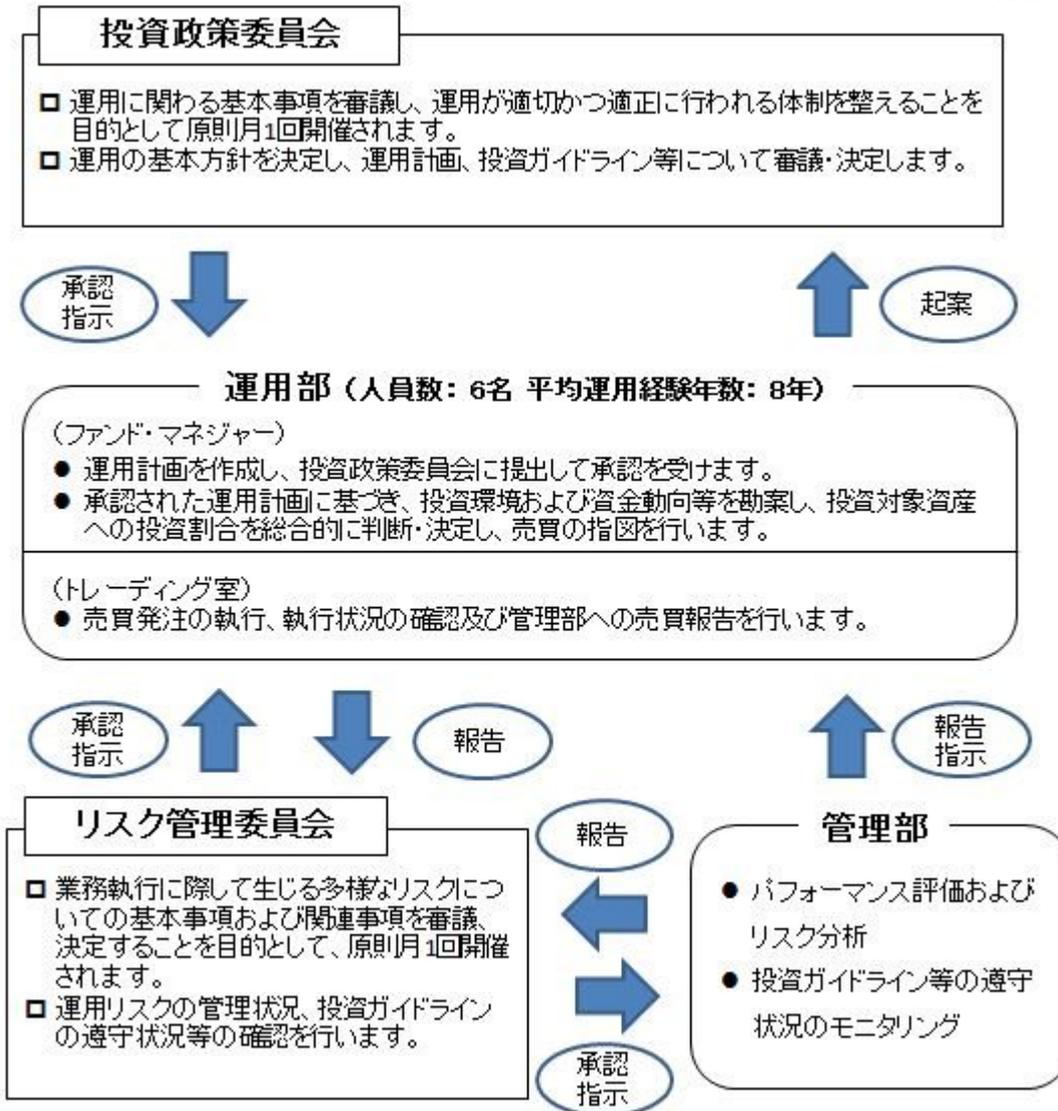
2) 新生 ショートターム・マザーファンド

ファンド名	新生 ショートターム・マザーファンド
商品分類	親投資信託（マザーファンド）
運用の基本	わが国の短期公社債および短期金融商品を主要投資対象とします。
投資態度	主としてわが国の短期公社債および短期金融商品に投資を行い、利子等収益の確保を図ります。
主な投資制限	外貨建て資産への投資は行いません。 先物取引等は価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避するため行うことができます。 スワップ取引は金利変動リスクを回避するため行うことができます。
設定日	2006年12月27日（水）
信託期間	無期限とします。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。
決算日	原則として、毎年12月10日（休業日の場合は翌営業日）を決算日とします。
収益分配方針	信託財産から生じる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、分配を行いません。
申込手数料	かかりません。
信託報酬	かかりません。
委託会社	新生インベストメント・マネジメント株式会社
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

（3）【運用体制】

< 新生インベストメント・マネジメント株式会社 >

ファンド運用に関する主な会議及び組織は以下の通りです。



また、運用体制に関する社内規程等についても、ファンドの運用業務に関する運用業務管理規程、ファンド・マネジャーが遵守すべきサービス規程のほか、有価証券などの売買における発注先選定基準などに関して取扱基準を設けることにより、利益相反となる取引、インサイダー取引等を防止するなど、法令遵守の徹底を図っています。

上記の運用体制は、平成28年8月末現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

<スタンディッシュ・メロン・アセット・マネジメント・カンパニー・エル・エル・シー>

1) 運用体制

投資運用会社：BNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社

投資先ファンドの管理会社は、投資先ファンド資産および再投資の運用に関する業務を、投資運用契約に基づき、BNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社に委託しています。

投資運用会社は、投資先ファンド資産の投資および再投資の運用に関する業務を、副投資運用会社に委託しています。

副投資運用会社：スタンディッシュ・メロン・アセット・マネジメント・カンパニー・エル・エル・シー

投資運用会社は、投資先ファンド資産の投資および再投資の運用に関する業務を、スタンディッシュ・メロン・アセット・マネジメント・カンパニー・エル・エル・シーに委託しています。

副投資運用会社は、1933年に設立された米国の運用会社です。2001年にザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーションの100%子会社として傘下に入り、債券特化型の運用会社としてグループ内で中核的な位置を占めています。

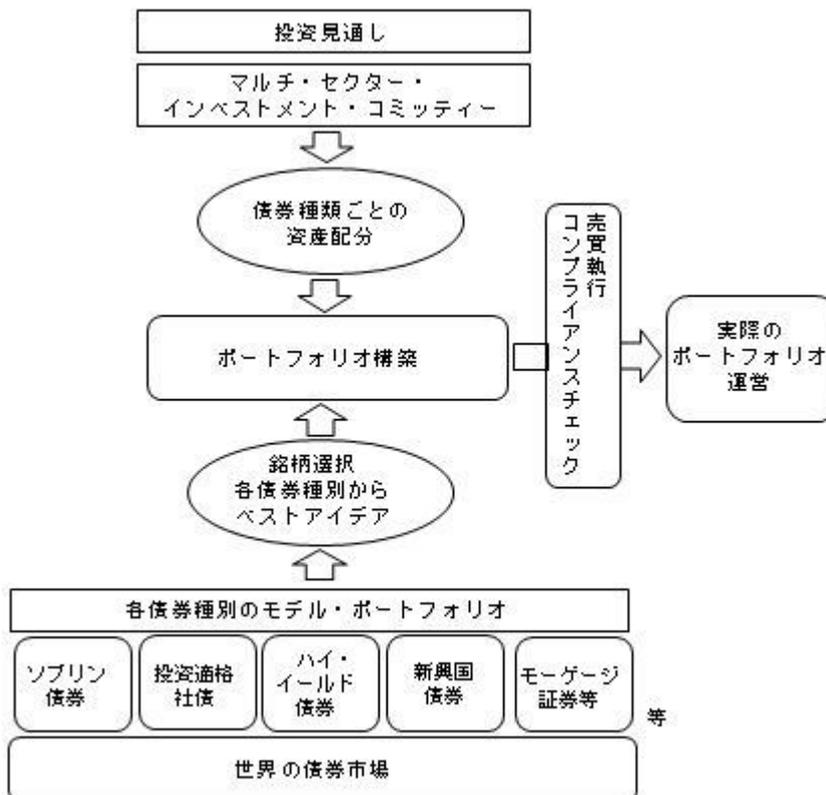
同社は、クレジット債券(社債等)運用の分野で、米国の運用会社の中で、最も長い歴史を持つ運用会社の一つであり、その他にも米国ハイイールド債(1998年運用開始)、米ドル建てエマージング債(1991年運用開始)、現地通貨建てエマージング債(1993年運用開始)など、グローバルかつ幅広い種類の債券運用を行っています。

運用手法は、経済や市場のファンダメンタルズに関する定性的な判断に、定量的な評価を組み合わせたものとなっており、2016年9月末日現在、債券運用のみに特化する約130名の運用プロフェッショナルが在籍して、同社の運用を支えています。

2016年9月末日現在で1,517億米ドル（約15兆円）以上の資産を受託しており、世界各国の機関投資家が主な顧客となっています。

（注）2016年9月末日現在の三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝101.12円）によります。

2) 投資プロセス



- ・債券種別ごとの資産配分の変更と、それぞれの債券種別における銘柄選択により収益の獲得を目指します。
- ・サブリン債券、投資適格社債、ハイ・イールド債券、新興国債券、モーゲージ証券等などの間で配分の変更を行います。
- ・パークレイズ・グローバル総合・インデックスの債券種別比率に対して強弱をつけて、過度なリスクを取りすぎない範囲で、債券種別配分を機動的に変更させて運用します。

主な投資比率の目安	
・ハイ・イールド債券	0% ~ 20%
・新興国債券	0% ~ 20%

- ・限定的に通貨配分を調整することで米ドル以外のポジションを取ることがあります。
- ・投資先ファンドの運用会社は、以下の人的構成で当ファンドの運用を行っています。

役職名	担当業務内容	人員数 (人)
最高投資責任者 (CIO)	社内における運用上の意思決定や運用成果に対する最高責任者	1
ファンド・マネジャー	ポートフォリオ構築および管理	3
アナリスト	投資対象となる債券の分析	6

エコノミスト	経済環境の分析	1
--------	---------	---

* 上記以外に売買執行業務に4名、ポートフォリオ分析業務に4名がファンド運営に関与しています。

上記体制等は、平成28年9月末現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

（４）【分配方針】

収益分配方針

毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行なう方針です。

1) 分配対象額の範囲

元本超過額または経費控除後の配当等収益のいずれか多い額とします。

2) 分配対象額についての分配方針

分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。

3) 留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行いません。

収益分配金の支払い

毎計算期間終了日後 1 ヶ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して 5 営業日まで）から収益分配金を支払います。支払いは販売会社において行なわれます。

（５）【投資制限】

約款に定める投資制限

- 1) 投資信託証券、短期社債等（「社債、株式等の振替に関する法律」（以下「社振法」といいます。）第66条第 1 号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。）およびコマーシャル・ペーパー以外の有価証券への直接投資は行いません。
- 2) 投資信託証券への投資割合に制限を設けません。
- 3) 株式への直接投資は行いません。
- 4) 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- 5) 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- 6) 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- 7) 資金の借入れ
 1. 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
 2. 一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
 3. 借入金の利息は信託財産中から支弁します。
- 8) 同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- 9) 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合

には、一般社団法人投資信託協会の規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3【投資リスク】

(1) ファンドのリスク

当ファンドは、組入れた有価証券等の値動きにより、基準価額が大きく変動することがありますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様へ帰属します。また、外貨建て資産に投資した場合、為替変動リスクも加わります。したがって、ファンドにおける投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割込むことがあります。また、投資信託は預貯金とは異なります。

当ファンドの主なリスクおよび留意点は以下のとおりですが、当ファンドのリスクおよび留意点を完全に網羅しておりませんのでご注意ください。また、ファンドのリスクは以下に限定されるものではありません。

価格変動リスク(金利変動リスク)

当ファンドは、投資先ファンドを通じて実質的に公社債等に投資します。公社債の価格は、一般的に金利が低下した場合は上昇し、金利が上昇した場合は下落します。また発行体が財政難や経営不安となった場合などは大きく下落したり、倒産等に陥った場合などは無価値となる場合もあります。実質的に組入れた公社債の価格の下落は基準価額が下がる要因となり、その結果投資元本を割込むことがあります。

為替変動リスク

当ファンドは、投資先ファンドを通じて、外貨建て資産に投資しますので、投資した資産自体の価格変動のほか、当該資産の通貨の円に対する為替レートの変動の影響を受け、基準価額が大きく変動し、投資元本を割込むことがあります。為替レートは、各国の経済・金利動向、金融・資本政策、政治情勢、為替市場の動向やその他の要因により大きく変動することがあります。当ファンドは、投資先ファンドにおいて、米ドル売り円買いの為替ヘッジ取引を行い、為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクの全てを排除するものではありません。円と投資対象通貨の為替変動の影響を受ける場合があります。為替ヘッジ取引を行うにあたり、円金利が当該通貨の金利より低い場合には、その金利差相当分のコストがかかります。

カントリーリスク

当ファンドは、投資先ファンドを通じて実質的に海外の資産に投資します。このため、投資対象国・地域の政治・経済情勢、投資規制・通貨規制、税制等の変化により、資産価格や通貨価値が大きく変動する場合があります。これらの影響を受け、当ファンドの基準価額が大きく変動することがあり、投資元本を割込むことがあります。

信用リスク

当ファンドは、投資先ファンドを通じて実質的に組入れた有価証券や金融商品および各種派生商品に債務不履行が発生あるいは懸念される場合に、当該有価証券や金融商品および各種派生商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらは当ファンドの基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。有価証券等の格付けが低い場合は、格付けの高い場合に比べてこうしたリスクがより高いものになると想定されます。

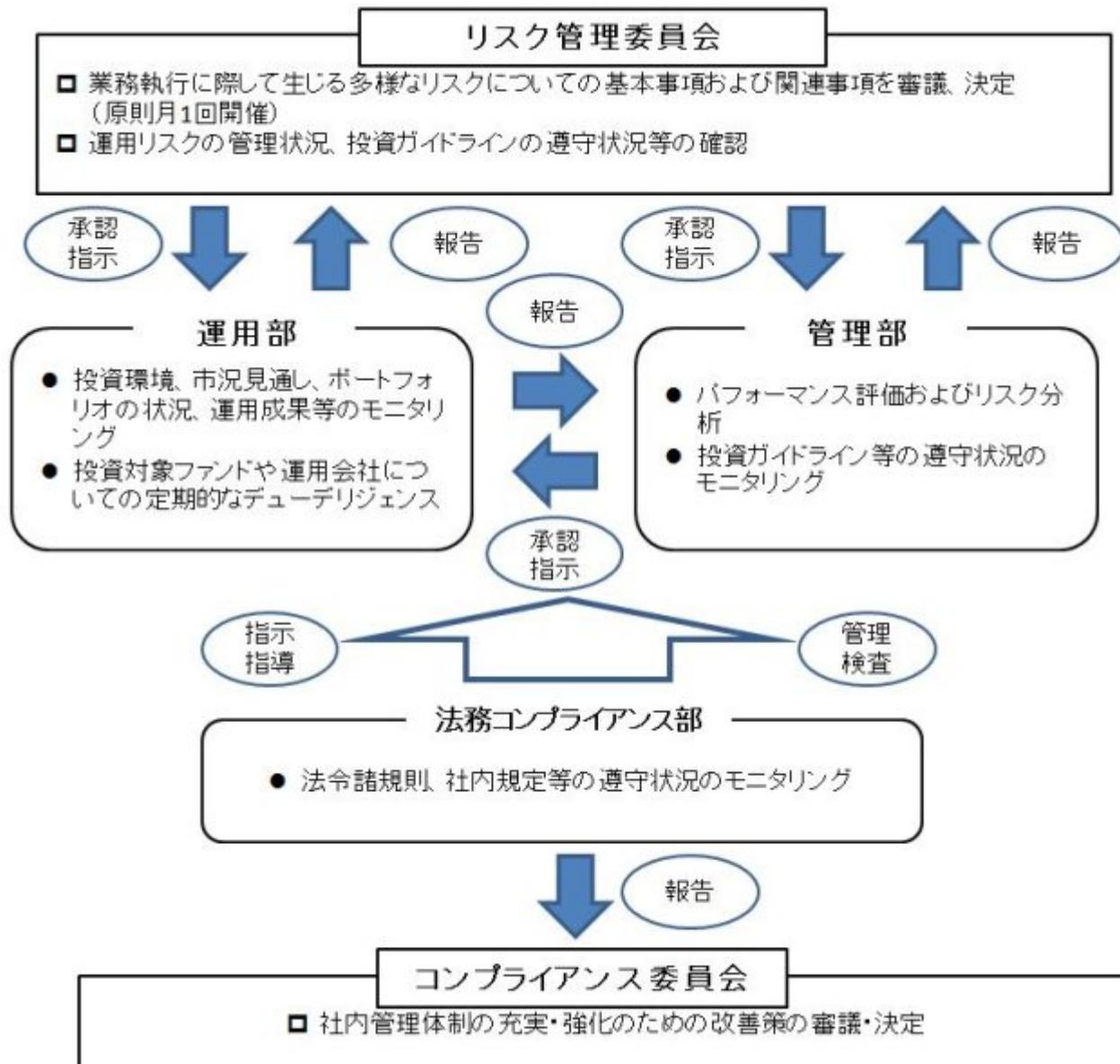
その他の留意点

- 1) 金融商品取引所等の取引停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情がある場合等は受付を中止することや、あるいは既に受付けた注文を取消することがありますのでご注意ください。
- 2) 投資信託に関する法令、税制、会計制度などの変更によって、投資信託の受益者が不利益を被るリスクがあります。
- 3) 当ファンドの基準価額は、組入れた投資信託証券の価格が当該投資信託証券が保有する資産の評価額の変更等によって修正されたことにより訂正される場合や、当該国・地域等の法令等の基準等に基づき当該投資信託証券の価格訂正が行われない場合があります。
- 4) ファンドの純資産総額が一定の規模を下回った場合等、信託を終了させる場合があります。
- 5) 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

(2) リスク管理体制

< 新生インベストメント・マネジメント株式会社 >

- ・ 当社の運用リスク管理体制は、リスク管理委員会の下で一元的に管理する体制となっております。管理部、運用部等から報告されるモニタリング結果等がリスク管理委員会に集約され、その管理状況について確認が行われます。また、管理方法等に改善の必要が認められた場合には、リスク管理委員会は関係部に必要な措置を行うよう指示します。
- ・ 運用部は、投資環境、市況見通し、ポートフォリオの状況、ならびに運用成果等をモニタリングして運用リスクの管理を行い、原則として月次にて運用計画の見直しを行い、投資政策委員会の承認を経て、投資対象資産への投資割合および資金動向等を総合的に判断・決定し運用の指図を行い、トレーディング室がその執行を行っています。
- ・ また、運用部は投資対象とするファンド及びその運用会社（運用権限の委託を行う場合にはその運用委託先）について、定期的にデューデリジェンスを行い、その結果を投資政策委員会に報告し、投資先ファンド及び運用会社の状況について確認を行います。
- ・ 管理部は、当社におけるリスク管理を所管し、ファンドのパフォーマンス評価、リスク分析、法令、約款、投資ガイドライン等の遵守状況のモニタリングを行い、その結果をリスク管理委員会に報告します。
- ・ 法務コンプライアンス部は、運用に関連する社内規程、関連する法令諸規則等の遵守状況についてモニタリングを行い、コンプライアンス委員会に報告します。重大な事案については、コンプライアンス委員会で審議され、必要に応じて決定した改善策について関係部に指示を行い、社内管理体制の充実・強化を図っています。



上記体制は平成28年8月末現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

<スタンディッシュ・メロン・アセット・マネジメント・カンパニー・エル・エル・シー>

リスク管理について、副投資運用会社は、投資運用会社との契約に従って、ポートフォリオと合意されたパラメーター（投資の前提条件）とを比較し、投資運用会社に定期的に報告します。

他のリスクについての評価、すなわちデータ入力、リサーチの品質、モデルの完全性およびポートフォリオの構築は副投資運用会社により適切に評価されます。

上記体制等は、平成28年9月末現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

4【手数料等及び税金】

申込手数料および換金（解約）手数料に関しては、以下に記載される<追加的記載事項>もあわせてご確認ください。

（1）【申込手数料】

かかりません。

（2）【換金（解約）手数料】

換金手数料

ありません。

信託財産留保額

換金時には換金申込受付日に応じて以下のように信託財産留保額（一万口当たり）がファンド内に留保され、実質的には投資先ファンドの換金時に発生する条件付後払申込手数料に充当されます。

換金申込受付日	信託財産留保額 （一万口当たり）
設定日から平成28年2月1日まで	300円
平成28年2月2日から平成29年2月1日まで	250円
平成29年2月2日から平成30年2月1日まで	200円
平成30年2月2日から平成31年2月1日まで	150円
平成31年2月2日から平成32年2月1日まで	100円
平成32年2月2日以降	0円

当ファンドで繰上償還が決定した場合でも、投資先ファンドにおいて「条件付後払申込手数料」の支払いが生じる期間中は当ファンドでも「信託財産留保額」が差し引かれます。ただし、繰上償還が決定し投資先ファンドを全額売却した場合、その売却時に投資先ファンドにおける条件付後払申込手数料を負担することとなるため、その後の換金時には、信託財産留保額を差し引かないことがあります。

（3）【信託報酬等】

信託報酬

信託報酬率（年率）<純資産総額に対し>	
当ファンド	0.6156% （税抜0.57%）
投資対象とする投資信託証券	0.64% 販売管理の対価です。 （追加的記載事項でご確認ください。）
	0.66% 管理・投資運用等の対価です。 （追加的記載事項でご確認ください。）
実質的負担	1.9156%程度（税込）

- ・投資先ファンドの運用管理報酬等（純資産総額に対して年率1.30%）を加えた実質的な信託（運用）報酬（税込・年率）の概算値は、年1.9156%程度です。

投資対象とする投資信託証券の運用管理報酬等の詳細については、「第1 ファンドの状況 - 2 投資方針 - (2) 投資対象」 - 「投資対象ファンドの概要」をご覧ください。

信託報酬の配分

当ファンドの信託報酬の配分は、以下の通りとします。

信託報酬率（年率）	合計 0.6156% (0.57%)	役務の内容
委託会社	0.3240% (0.30%)	委託した資金の運用の対価です。
販売会社	0.2592% (0.24%)	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価です。
受託会社	0.0324% (0.03%)	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価です。

括弧内は税抜です。

支払時期

信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は日々計上され、毎計算期末、ファンドの一部解約時または信託終了のときに、信託財産から支払います。

(4) 【その他の手数料等】

信託財産に関する諸経費、諸費用およびそれに付随する消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。（ただし、これらに限定されるものではありません。）

- (a) 株式等の売買委託手数料
- (b) 外貨建資産の保管費用
- (c) 借入金の利息、受託銀行等の立替えた立替金の利息
- (d) 信託財産に関する租税
- (e) 信託財産に係る監査費用等
- (f) その他信託事務の処理等に要する諸費用（法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、公告費用、格付費用等を含みます。）

(a) から (d) 記載の費用・税金については、ファンドより実費として間接的にご負担いただきますが、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。また、(e) 記載の費用に関しては、監査に係る手数料等（年額105万円および消費税）が日々計上され、毎計算期末または信託終了の時にファンドから監査法人に支払われます。(f) 記載の諸費用は、ファンドの計算期間を通じて日々計上され、毎計算期末または信託終了の時に信託財産から支払われます。ただし、ファンドの純資産総額に対して年率0.10%（税込）を上限とします。

また、運用財産の管理の対価として投資先ファンドにかかる受託報酬0.01%（最低年間報酬額10,000米ドル）、組入有価証券等の売買の際、発注先証券会社等に支払う手数料等、投資先ファンドの設立の際に弁護士等に支払う手数料等であるファンド設立費用（弁護士費用等）および投資先ファンドの監査に関して監査法人に支払う手数料の監査報酬が別途投資先ファンドから支払われます。

その他の手数料等につきましては、運用状況等により変動するものであり、一部を除き、事前に料率、上限額等を表示することができません。

当該手数料等の合計額については、ファンドの保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

< 追加的記載事項 >

ファンドの保有期間における主な手数料・費用について

- 当ファンドでは、当初お申込時の購入手数料はかかりません。
- 投資者には、購入手数料に相当する費用を、当ファンドの保有期間中に投資先ファンドで発生する「販売管理報酬」および当ファンドの途中換金時にかかる「信託財産留保額」をもって、実質的にご負担いただきます。
※当ファンドの設定額に応じた投資先ファンドの買付金額に3.0%を乗じた額が、投資先ファンドの関係者から販売会社に支払われますが、当ファンドまたは投資先ファンドの資産から支払われるわけではありません。

当ファンドを満期償還まで保有した場合

- 満期償還までの「実質的な運用管理費用（信託報酬）」（投資先ファンドの運用管理報酬を含む、**年率1.9156%程度（税込）**）等*1をご負担いただきます。
- 「販売管理報酬」とは、投資先ファンドのスキーム運営に対する報酬であり、投資者には、購入手数料に相当する費用を当ファンドの保有期間中に投資先ファンドで発生する「販売管理報酬」をもって、実質的にご負担いただきます。

当ファンドの運用管理費用（信託報酬）	0.6156% （税抜き0.57%）
※当ファンドの純資産総額に対する料率、年率	
投資先ファンドの運用管理報酬	1.30%
販売管理報酬	0.64%
管理・投資運用報酬等	0.66%
※投資先ファンドの純資産総額に対する料率、年率	

償還までの
実質的な
運用管理費用
（信託報酬）
年率**1.9156%**
程度（税込）

当ファンドを途中換金した場合

- 保有期間*2における「実質的な運用管理費用（信託報酬）」等に加え、換金申込受付日に応じた「信託財産留保額」がかかります。
- 「信託財産留保額」は、投資先ファンドの「条件付後払申込手数料」に充当します*3。
- 「条件付後払申込手数料」は、投資先ファンドの途中換金時に発生する手数料です。
- 投資者には、購入手数料に相当する費用を、当ファンドの保有期間中に投資先ファンドで発生する「販売管理報酬」および当ファンドの途中換金時にかかる「信託財産留保額」をもって、実質的にご負担いただきます。

保有期間における実質的な運用管理費用（信託報酬） 年率**1.9156%**程度（税込）

+

当ファンドの途中換金時にかかる信託財産留保額（1万口当たり）



※保有期間や基準価額の水準によっては、購入手数料3.0%を支払った場合と比較して、投資者の費用負担の総額が相対的に高くなる場合があります。

- *1 実質的な運用管理費用（信託報酬）の他に、「その他の費用・手数料（投資先ファンドにかかる受託報酬0.01%（最低年間報酬額10,000米ドル）等）」がかかります。詳しくは、「その他の手数料等」をご確認ください。
- *2 保有期間とは、設定日から換金約定日までの期間をいいます。
- *3 当ファンドで繰上償還が決定した場合でも、投資先ファンドにおいて「条件付後払申込手数料」の支払いが生じる期間中は当ファンドでも「信託財産留保額」が差し引かれます。ただし、繰上償還が決定し投資先ファンドを全額売却した場合、その売却時に投資先ファンドにおける条件付後払申込手数料を負担することとなるため、その後の換金時には、信託財産留保額を差し引かないことがあります。

（5）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

個人受益者の場合

1) 収益分配金に対する課税

収益分配金については配当所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。

2) 解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益（譲渡益）については譲渡所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。

確定申告等により、解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限り）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限り）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、未成年者少額投資非課税制度（ジュニアNISA）をご利用の場合、20歳未満の居住者などを対象に、年間80万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人受益者の場合

1) 収益分配金、解約金、償還金に対する課税

収益分配金ならびに解約時および償還時の元本超過額については配当所得として、15.315%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

2) 益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

上記は平成28年8月末現在のもので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

【新生・世界スマート債券ファンド 1502】

以下の運用状況は2016年8月31日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	ケイマン	8,673,615,513	99.56
親投資信託受益証券	日本	1,000,000	0.01
コール・ローン等、その他資産(負債控除後)		37,688,405	0.43
合計(純資産総額)		8,712,303,918	100.00

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
ケイマン	投資信託受益 証券	Global Smart Allocation Bond Fund Yen Hedged Units 1502 (for FOF Investors)	8,757,689,331	1	8,757,689,331	0.9904	8,673,615,513	99.56
日本	親投資信託受 益証券	新生 ショートターム・マザーファ ンド	982,415	1.0178	1,000,000	1.0179	1,000,000	0.01

ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	99.56
親投資信託受益証券	0.01
合計	99.57

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

期別	純資産総額(百万円)		1口当たり純資産額(円)	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第1計算期間末 (2015年 8月10日)	9,556	9,556	0.9718	0.9718
第2計算期間末 (2016年 2月10日)	9,194	9,194	0.9654	0.9654
第3計算期間末 (2016年 8月10日)	8,729	8,729	0.9833	0.9833
2015年 8月末日	9,508		0.9674	
9月末日	9,461		0.9643	
10月末日	9,417		0.9711	
11月末日	9,374		0.9680	
12月末日	9,208		0.9586	
2016年 1月末日	9,145		0.9593	
2月末日	9,167		0.9663	
3月末日	9,076		0.9701	
4月末日	8,843		0.9653	
5月末日	8,840		0.9694	
6月末日	8,763		0.9790	

7月末日	8,754		0.9821	
8月末日	8,712		0.9863	

【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第1期	2015年 2月 2日～2015年 8月10日	0.0000
第2期	2015年 8月11日～2016年 2月10日	0.0000
第3期	2016年 2月11日～2016年 8月10日	0.0000

【収益率の推移】

期	期間	収益率（％）
第1期	2015年 2月 2日～2015年 8月10日	2.82
第2期	2015年 8月11日～2016年 2月10日	0.66
第3期	2016年 2月11日～2016年 8月10日	1.85

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

(4) 【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	2015年 2月 2日～2015年 8月10日	9,986,553,625	151,902,000
第2期	2015年 8月11日～2016年 2月10日	0	310,759,653
第3期	2016年 2月11日～2016年 8月10日	0	646,419,016

(注)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

(参考)

新生 ショートターム・マザーファンド

以下の運用状況は2016年 8月31日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資状況

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）		248,014,054	100.00
合計(純資産総額)		248,014,054	100.00

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄明細

該当事項はありません。

ロ. 種類別の投資比率

該当事項はありません。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

本書提出日現在、取得申込みの受付は行なっておりません。

2【換金（解約）手続等】

< 解約請求による換金 >

（1）解約の受付

販売会社の営業日に受け付けます。

（2）取扱時間

原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

（3）解約請求不可日

販売会社の営業日であっても、解約請求日が下記のいずれかに該当する場合は、解約請求の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

ルクセンブルクの銀行休業日

ニューヨークの銀行休業日

（4）解約制限

ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の解約には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（5）解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額から下記の信託財産留保額を控除した価額とします。

- ・ 基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先
 <新生インベストメント・マネジメント株式会社>
 ホームページアドレス：http://www.shinsei-investment.com/
 電話番号：03-6880-6448（投資信託部）
 受付時間：営業日の9時～17時

< 信託財産留保額 >

換金申込受付日	信託財産留保額 (一万口当たり)
設定日から平成28年2月1日まで	300円
平成28年2月2日から平成29年2月1日まで	250円
平成29年2月2日から平成30年2月1日まで	200円
平成30年2月2日から平成31年2月1日まで	150円
平成31年2月2日から平成32年2月1日まで	100円
平成32年2月2日以降	0円

当ファンドで繰上償還が決定した場合でも、投資先ファンドにおいて「条件付後払申込手数料」の支払いが生じる期間中は当ファンドでも「信託財産留保額」が差し引かれます。ただし、繰上償還が決定し投資先ファンドを全額売却した場合、その売却時に投資先ファンドにおける条件付後払申込手数料を負担することとなるため、その後の換金時には、信託財産留保額を差し引かないことがあります。

(6) 手取額

1口当たりの手取額は、解約価額から所得税および地方税を差し引いた金額となります。
 税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。
 詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。

(7) 解約単位

販売会社が定める単位

販売会社によっては、解約単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(8) 解約代金の支払い

原則として、解約請求受付日から起算して9営業日目からお支払いします。

(9) 受付の中止および取消

- ・委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少など、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。

金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

- ・解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が解約請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受け付けることができる日とします。）に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

3【資産管理等の概要】

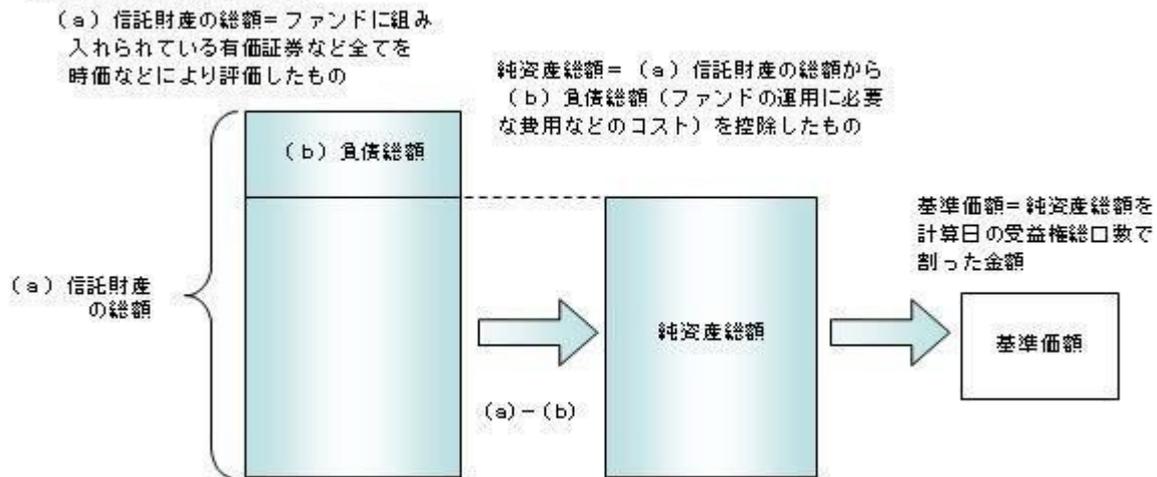
(1)【資産の評価】

基準価額の算出

- ・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。
- ・基準価額とは、信託財産に属する資産を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは1万口当たり

に換算した価額で表示することがあります。

< 基準価額算出の流れ >



有価証券などの評価基準

- ・ 信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価します。

< 主な資産の評価方法 >

投資信託証券

原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

- ・ 外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客相場の仲値によって計算します。

基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先

< 新生インベストメント・マネジメント株式会社 >

ホームページアドレス：<http://www.shinsei-investment.com/>

電話番号：03-6880-6448（投資信託部）

受付時間：営業日の9時～17時

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

平成32年2月10日までとします（平成27年2月2日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4) 【計算期間】

原則として、毎年8月11日から翌年2月10日まで、2月11日から8月10日までとします。ただし、各計算期間終了日が休業日のとき、各計算期間終了日は翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託約款第3条に定める信託期間の終了日とします。

(5) 【その他】

信託の終了（繰上償還）

- 1) 委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。

- イ) 受益者の解約により受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合
 - ロ) 繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき
 - ハ) やむを得ない事情が発生したとき
- 2) この場合、委託会社は書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）
- 3) 委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「書面決議」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。
- イ) ニッポン・オフショア・ファンズ - 世界スマート債券ファンド 円投資型1502（ファンド・オブ・ファンズ専用クラス）が償還となったとき
 - ロ) 信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、書面決議が困難な場合
 - ハ) 監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
- ニ) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、書面決議で可決された場合、存続します。）
- ホ) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき
- 4) 繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

償還金について

- ・ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日まで）から受益者に支払います。
- ・ 償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

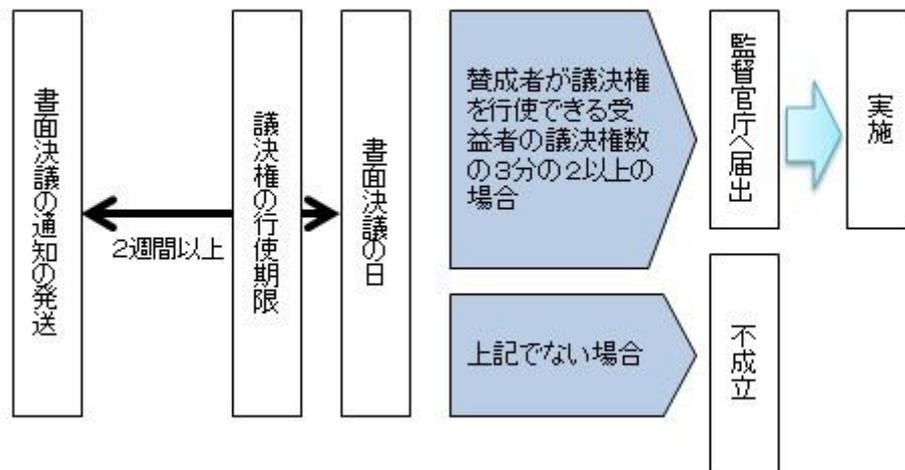
信託約款の変更など

- 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合（以下「併合」といいます。）を行なうことができます。信託約款の変更または併合を行なう際には、委託会社は、その旨および内容をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- 2) この変更事項のうち、その内容が重大なものまたは併合（受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものとして投資信託及び投資法人に関する法律施行規則で定める併合を除きます。）については、書面決議を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）
- 3) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「書面決議」の規定を適用します。

書面決議

- 1) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に対して、委託会社は書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびにその内容および理由などの事項を定め、決議の日の2週間前までに知っている受益者に対し書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
- 2) 受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、書面決議について賛成するものとみなします。
- 3) 書面決議は、議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
- 4) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に関する委託会社の提案に対して、すべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、書面決議を行ないません。
- 5) 当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、併合にかかる他のファンドにおいて併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。

<書面決議の主な流れ>



公告

公告は日本経済新聞に掲載します。

運用報告書の作成

委託会社は、毎期決算後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した交付運用報告書及び運用報告書（全体版）を作成し、交付運用報告書を原則として知れている受益者に対して交付します。運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページにおいて開示します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、これを交付します。

関係法人との契約について

販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。

他の受益者の氏名などの開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

- 1．他の受益者の氏名または名称および住所
- 2．他の受益者が有する受益権の内容

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金・償還金受領権

- ・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
- ・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(2) 解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。

(3) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3期計算期間(平成28年2月11日から平成28年8月10日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人ト・マツによる監査を受けております。

1【財務諸表】

【新生・世界スマート債券ファンド 1502】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第2期 (平成28年 2月10日現在)	第3期 (平成28年 8月10日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	78,818,889	-
コール・ローン	-	74,490,532
投資信託受益証券	9,149,770,855	8,687,494,379
親投資信託受益証券	1,000,098	1,000,000
未収入金	4,704,000	28,812,000
流動資産合計	9,234,293,842	8,791,796,911
資産合計		
9,234,293,842		
負債の部		
流動負債		
未払解約金	9,626,736	34,449,000
未払受託者報酬	1,498,490	1,395,590
未払委託者報酬	26,972,459	25,120,208
未払利息	-	204
その他未払費用	1,544,592	1,549,662
流動負債合計	39,642,277	62,514,664
負債合計		
39,642,277		
純資産の部		
元本等		
元本	9,523,891,972	8,877,472,956
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	329,240,407	148,190,709
元本等合計	9,194,651,565	8,729,282,247
純資産合計		
9,194,651,565		
負債純資産合計		
9,234,293,842		

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第2期 （自平成27年 8月11日 至平成28年 2月10日）	第3期 （自平成28年 2月11日 至平成28年 8月10日）
営業収益		
受取配当金	31,213,373	22,978,590
受取利息	2,500	1
有価証券売買等損益	72,344,343	151,700,345
営業収益合計	41,128,470	174,678,936
営業費用		
支払利息	-	21,936
受託者報酬	1,524,693	1,437,185
委託者報酬	27,444,386	25,869,310
その他費用	1,544,592	1,549,662
営業費用合計	30,513,671	28,878,093
営業利益又は営業損失（ ）	71,642,141	145,800,843
経常利益又は経常損失（ ）	71,642,141	145,800,843
当期純利益又は当期純損失（ ）	71,642,141	145,800,843
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	-	-
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	277,821,853	329,240,407
剰余金増加額又は欠損金減少額	20,223,587	35,248,855
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	20,223,587	35,248,855
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	329,240,407	148,190,709

（ 3 ）【注記表】

（ 重要な会計方針に係る事項に関する注記 ）

項目	第3期 (自平成28年 2月11日 至平成28年 8月10日)
	1. 有価証券の評価基準及び評価方法
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、投資信託受益証券の配当落ち日において、確定配当金額を計上しております。

（ 貸借対照表に関する注記 ）

項目	第2期 (平成28年 2月10日現在)	第3期 (平成28年 8月10日現在)
	1. 投資信託財産に係る元本の状況	設定年月日 平成27年 2月 2日 設定元本額 9,986,553,625円 期首元本額 9,834,651,625円 元本残存率 95.3%
2. 計算期間の末日における受益権総数	9,523,891,972口	8,877,472,956口
3. 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額	元本の欠損 329,240,407円	元本の欠損 148,190,709円
4. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 0.9654円 (10,000口当たり純資産額) (9,654円)	1口当たり純資産額 0.9833円 (10,000口当たり純資産額) (9,833円)

（ 損益及び剰余金計算書に関する注記 ）

第2期 (自平成27年 8月11日 至平成28年 2月10日)	第3期 (自平成28年 2月11日 至平成28年 8月10日)
1. 分配金の計算過程 計算期間末日における元本超過額はないため、分配対象配当等収益額（下記H）が分配対象額となりますが、当期に分配した金額はありません。	1. 分配金の計算過程 計算期間末日における元本超過額及び分配対象配当等収益額がないため、当期に分配した金額はありません。

当ファンドの配当等 A 収益額	31,215,873円	当ファンドの配当等 A 収益額	22,956,655円
親ファンドの配当等 B 収益額	84円	親ファンドの配当等 B 収益額	39円
新生 ショートター ム・マザーファンド	84円	新生 ショートター ム・マザーファンド	39円
配当等収益合計額 C=A+B	31,215,957円	配当等収益合計額 C=A+B	22,956,616円
経費 D	30,513,671円	経費 D	28,856,157円
差引配当等収益額 E=C-D	702,286円	差引配当等収益額 E=C-D	5,899,541円
当ファンドの当期末 F 残存受益権口数	9,523,891,972口	当ファンドの当期末 F 残存受益権口数	8,877,472,956口
当ファンドの期中平 G 均残存受益権口数	9,693,984,958口	当ファンドの期中平 G 均残存受益権口数	9,164,900,652口
分配対象配当等収益 H=E × F/G 額	689,963円	分配対象配当等収益 H=E × F/G 額	-円
10,000口当たり分配 I=H/F × 10,000 対象配当等収益額	0.72円	10,000口当たり分配 I=H/F × 10,000 対象配当等収益額	-円
10,000口当たりの分 J 配金	-円	10,000口当たりの分 J 配金	-円
分配金 K=F × J/10,000	-円	分配金 K=F × J/10,000	-円
2. 剰余金増加額又は欠損金減少額及び剰余金減少額又は欠損金増加額 当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額は剰余金減少額又は欠損金増加額を差し引いた純額で表示しております。		2. 剰余金増加額又は欠損金減少額及び剰余金減少額又は欠損金増加額 当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額は剰余金減少額又は欠損金増加額を差し引いた純額で表示しております。	

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

第2期 (自平成27年 8月11日 至平成28年 2月10日)	第3期 (自平成28年 2月11日 至平成28年 8月10日)
1 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	1 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、投資信託受益証券、親投資信託受益証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等であります。これらの金融商品は、価格変動リスク、為替変動リスク、カントリーリスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。	2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、投資信託受益証券、親投資信託受益証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等であります。これらの金融商品は、価格変動リスク、為替変動リスク、カントリーリスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。
3 金融商品に係るリスク管理体制	3 金融商品に係るリスク管理体制

委託会社においては、リスク管理委員会を設け、運用業務に係わるリスクの管理を行っております。リスク管理委員会はリスク管理規定に従い、法令及び信託約款等の遵守状況や、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニターを行い、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行っております。	委託会社においては、リスク管理委員会を設け、運用業務に係わるリスクの管理を行っております。リスク管理委員会はリスク管理規定に従い、法令及び信託約款等の遵守状況や、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニターを行い、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行っております。
--	--

金融商品の時価等に関する事項

第2期 (平成28年 2月10日現在)	第3期 (平成28年 8月10日現在)
1 貸借対照表計上額、時価及びその差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ ん。	1 貸借対照表計上額、時価及びその差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ ん。
2 時価の算定方法 投資信託受益証券、親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 上記以外の金融商品 短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	2 時価の算定方法 投資信託受益証券、親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 上記以外の金融商品 短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	第2期 (平成28年 2月10日現在)	第3期 (平成28年 8月10日現在)
	当計算期間の損益に含まれた評価差額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	53,614,132	184,142,540
親投資信託受益証券	98	98
合計	53,614,034	184,142,442

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第2期 （自平成27年 8月11日 至平成28年 2月10日）	第3期 （自平成28年 2月11日 至平成28年 8月10日）
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

第3期 （自平成28年 2月11日 至平成28年 8月10日）
該当事項はありません。

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表（平成28年 8月10日現在）

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	券面総額（口）	評価額	備考
投資信託受益証券	Global Smart Allocation Bond Fund Yen Hedged Units 1502 (for FOF Investors)	8,801,919,331	8,687,494,379	
投資信託受益証券合計		8,801,919,331	8,687,494,379	
親投資信託受益証券	新生 ショートターム・マザーファンド	982,415	1,000,000	
親投資信託受益証券合計		982,415	1,000,000	
合 計			8,688,494,379	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
 該当事項はありません。

第4 不動産等明細表
 該当事項はありません。

第5 商品明細表
 該当事項はありません。

第6 商品投資等取引の契約額等及び時価の状況表
 該当事項はありません。

第7 その他特定資産の明細表
 該当事項はありません。

第8 借入金明細表
 該当事項はありません。

（参考）

本報告書の開示対象ファンド（新生・世界スマート債券ファンド 1502）（以下「当ファンド」という。）は、ケイマン籍円建て外国投資信託である「メロン・オフショア・ファンズ - 世界スマート債券ファンド円投資型1502（ファンド・オブ・ファンズ専用クラス）」の受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は、同外国投資信託の受益証券であります。主要投資対象である同外国投資信託の計算期間末日（平成27年11月30日）時点で、現地の法律に基づいた同外国投資信託の財務諸表が作成され、監査を受けた財務諸表を委託会社が管理会社より入手し、原文を翻訳しております。

また、当ファンドは、「新生ショートターム・マザーファンド」（以下「マザーファンド」という。）の受益証券を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上されている親投資信託受益証券は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。当ファンドの計算期間末日（以下「計算日」という。）における同マザーファンドの状況は次に示すとおりであります。

ただし、上記2点に関しては、監査意見の対象外であります。

当ファンドの投資先ファンドは、平成28年7月25日付で「メロン・オフショア・ファンズ - 世界スマート債券ファンド円投資型1502（ファンド・オブ・ファンズ専用クラス）」から「ニッポン・オフショア・ファンズ - 世界スマート債券ファンド円投資型1502（ファンド・オブ・ファンズ専用クラス）」へ名称を変更しました。

新生 ショートターム・マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）	
（平成28年 8月10日現在）	
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	48,016,940
現先取引勘定	199,999,928
流動資産合計	248,016,868
資産合計	248,016,868
負債の部	
流動負債	
未払利息	131
流動負債合計	131
負債合計	131
純資産の部	

（平成28年 8月10日現在）

元本等	
元本	243,644,507
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	4,372,230
元本等合計	248,016,737
純資産合計	248,016,737
負債純資産合計	248,016,868

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

項目	平成28年 8月10日現在
1. 投資信託財産に係る元本の状況	
期首元本額	241,679,869円
期中追加設定元本額	1,964,638円
期中一部解約元本額	-円
期末元本額	243,644,507円
元本の内訳*	
新生・世界スマート債券ファンド 1409	982,512円
新生・世界スマート債券ファンド 1411	982,319円
新生・世界スマート債券ファンド 1502	982,415円
新生・世界スマート債券ファンド 1503	982,415円
新生・世界スマート債券ファンド 1506	982,415円
新生・世界スマート債券ファンド 1508	982,415円
新生・ワールドラップ・ファンド（安定コース）1508	982,415円
新生・ワールドラップ・ファンド（成長コース）1508	982,415円
新生・ワールドラップ・ファンド（安定コース）1510	982,415円
新生・ワールドラップ・ファンド（成長コース）1510	982,415円
新生・ワールドラップ・ファンド（安定コース）1511	982,415円
新生・ワールドラップ・ファンド（成長コース）1511	982,415円
新生・世界スマート債券ファンド 1511	982,415円
新生・ワールドラップ・ファンド（安定コース）1602	982,319円
新生・ワールドラップ・ファンド（成長コース）1602	982,319円
新生・ワールドラップ・ファンド（安定コース）1603	982,319円

	新生・ワールドラップ・ファンド(成長コース)1603	982,319円
	新生・U T Iインドファンド	133,460,968円
	新生・フラトンV P I Cファンド	50,806,182円
	新生・U T Iインドインフラ関連株式ファンド	10,045,764円
	米国好配当株プレミアム戦略ファンド(毎月分配型)株式コース	5,895,648円
	米国好配当株プレミアム戦略ファンド(毎月分配型)株式&通貨コース	26,528,965円
	グローバル・ナビゲーター(限定追加型)	206,308円
2. 計算日における受益権総数		243,644,507口
3. 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額	元本の欠損	-円
4. 計算日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額	1.0179円
	(10,000口当たり純資産額)	(10,179円)

(注)*は本マザーファンドを投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

(自平成28年 2月11日 至平成28年 8月10日)	
1 金融商品に対する取組方針	本マザーファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	本マザーファンドが保有する金融商品の種類は、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等であります。これらの金融商品は、金利変動リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。
3 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社においては、リスク管理委員会を設け、運用業務に係わるリスクの管理を行っております。リスク管理委員会はリスク管理規定に従い、法令及び信託約款等の遵守状況や、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニターを行い、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行っております。

金融商品の時価等に関する事項

(平成28年 8月10日現在)	
1 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2 時価の算定方法	短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

該当事項はありません。

（デリバティブ取引に関する注記）
取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

（自平成28年 2月11日 至平成28年 8月10日）
該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

（自平成28年 2月11日 至平成28年 8月10日）
該当事項はありません。

附属明細表

第1 有価証券明細表（平成28年 8月10日現在）
(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

第4 不動産等明細表
該当事項はありません。

第5 商品明細表
該当事項はありません。

第6 商品投資等取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

第7 その他特定資産の明細表
該当事項はありません。

第8 借入金明細表
該当事項はありません。

メロン・オフショア・ファンズ - 世界スマート債券ファンド

財務諸表

2015年11月30日

独立監査人報告書

メロン・オフショア・ファンズの受託会社としての
CIBCバンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド御中

我々は、2015年11月30日現在の純資産計算書および投資有価証券明細表、運用計算書および純資産変動計算書、ならびに重要な会計方針の概要およびその他の説明情報から成る注記で構成される、メロン・オフショア・ファンズ - 世界スマート債券ファンドの財務書類を監査した。

財務書類に対する経営陣の責任

経営陣は、ルクセンブルグで一般的に認められ、かつ投資信託に適用される会計原則に準拠して、真実かつ公正に表示された財務書類を作成すること、および、不正によるか誤謬によるかを問わず、重大な虚偽記載のない財務書類の作成に必要であると、経営陣が判断する内部統制について責任を負う。

監査人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づきこれらの財務書類に対して意見を表明することである。我々は、国際監査基準に従って監査を実施した。これらの基準は、我々が倫理義務を遵守し、財務書類についての重大な虚偽記載がないかどうかについての合理的な確証を得るための監査計画の立案とその実施を我々に要求している。

監査には、財務書類上の金額および開示に関する監査証拠を収集するための手続の実行が含まれる。選択されるこの手続は、不正によるか誤謬によるかを問わず、財務書類上の重大な虚偽表示リスクの評価を含む監査人の判断に依拠している。かかるリスク評価において監査人は、状況に適合する監査

手続を立案するため、事業体の真実かつ公正に表示された財務書類の作成に関する内部統制について考慮するが、これは事業体の内部統制の有効性について意見を表明するために行うものではない。監査はまた、財務書類の作成に際し経営陣により採用された会計方針および行われた重要な見積の合理性についての評価と共に、財務書類の全体的な表示に関する評価も含んでいる。

我々は、我々が収集した監査証拠が、我々の監査意見の基礎となるに十分かつ適切であると確信している。

意見

我々は、添付の財務書類は、ルクセンブルグで一般的に認められ、かつ投資信託に適用される会計原則に準拠して、2015年11月30日現在のメロン・オフショア・ファンズ - 世界スマート債券ファンドの運用実績および純資産の変動を真実かつ公正に表示しているものと認める。

プライスウォーターハウスクーパース

2016年3月17日

以下の情報は、当ファンドの主要投資対象である投資先ファンドが属するシリーズ・トラストの財務諸表を記載したものです。なお、円建ての受益証券の情報に関しては日本円で表示し、主要な金額について円換算額を併記しています(2016年3月末日現在の三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値、1米ドル=112.68円で換算)。

貸借対照表

メロン・オフショア・ファンズ

純資産計算書
2015年11月30日現在

世界スマート債券ファンド (米ドルで表示)

注記	世界スマート債券ファンド (米ドル)	(千円)
資産		
投資有価証券		
- 取得原価	353,460,617.52	39,827,942
- 時価評価額	2.2 341,785,968.38	38,512,443
現預金	26,331,305.49	2,967,012
債券にかかる未収利息	2.9 2,347,630.55	264,531
為替先渡契約にかかる未実現評価益	2.5,10 1,992,832.62	224,552
設立費	2.4 175,127.85	19,733
先物契約にかかる未実現評価益	2.6,11 137,486.76	15,492
購入オプションの時価評価額	2.7,12 65,844.24	7,419
その他の資産	289.79	33
資産合計	372,836,485.68	42,011,215
負債		
未払投資有価証券購入代金	20,418,390.52	2,300,744

為替先渡契約にかかる未実現評価損	2.5,10	9,232,805.80	1,040,353
未払買戻支払額		844,461.71	95,154
先物契約にかかる未実現評価損	2.6,11	317,210.87	35,743
未払販売管理報酬	3	169,320.76	19,079
未払管理報酬	3	151,962.41	17,123
未払設立費		96,957.15	10,925
売却オプションの時価評価額	2.7,12	55,125.00	6,211
スワップ契約にかかる未実現評価損	2.7,13	41,194.89	4,642
未払印刷および公告費		22,066.65	2,486
未払弁護士報酬		20,348.67	2,293
未払販売報酬	7	18,141.33	2,044
未払保管報酬	5	13,386.01	1,508
未払管理事務代行報酬	4	13,381.13	1,508
未払代行協会員報酬	8	12,096.46	1,363
未払受託報酬	6	10,903.13	1,229
未払専門家費用		9,307.53	1,049
その他の負債		13,009.36	1,466
負債合計		31,460,069.38	3,544,921
純資産総額		341,376,416.30	38,466,295

純資産額

円投資型1306受益証券	日本円	2,107,851,480	
円投資型1310受益証券	日本円	2,017,290,790	
円投資型1409受益証券 (ファンド・オブ・ファンズ専用)	日本円	7,023,020,278	
円投資型1411受益証券 (ファンド・オブ・ファンズ専用)	日本円	4,381,497,212	
米ドル受益証券	米ドル	4,184,730.79	471,535千円
円投資型1502受益証券 (ファンド・オブ・ファンズ専用)	日本円	9,322,892,071	
円投資型1503受益証券 (ファンド・オブ・ファンズ専用)	日本円	5,106,244,369	
円投資型1506受益証券 (ファンド・オブ・ファンズ専用)	日本円	5,024,265,570	
円投資型1508受益証券 (ファンド・オブ・ファンズ専用)	日本円	3,300,292,378	
円投資型1511受益証券 (ファンド・オブ・ファンズ専用)	日本円	3,176,353,017	

発行済受益証券口数

円投資型1306受益証券	200,988
円投資型1310受益証券	193,707
円投資型1409受益証券 (ファンド・オブ・ファンズ専用)	6,986,287,777

円投資型1411受益証券 (ファンド・オブ・ファンズ専用)	4,365,909,504
米ドル受益証券	42,390
円投資型1502受益証券 (ファンド・オブ・ファンズ専用)	9,588,798,000
円投資型1503受益証券 (ファンド・オブ・ファンズ専用)	5,269,680,000
円投資型1506受益証券 (ファンド・オブ・ファンズ専用)	5,095,142,740
円投資型1508受益証券 (ファンド・オブ・ファンズ専用)	3,321,970,000
円投資型1511受益証券 (ファンド・オブ・ファンズ専用)	3,175,000,000

1口当たり純資産価格

円投資型1306受益証券	日本円	10,487	
円投資型1310受益証券	日本円	10,414	
円投資型1409受益証券 (ファンド・オブ・ファンズ専用)	日本円	1.0053	
円投資型1411受益証券 (ファンド・オブ・ファンズ専用)	日本円	1.0036	
米ドル受益証券	米ドル	98.72	11,124円
円投資型1502受益証券 (ファンド・オブ・ファンズ専用)	日本円	0.9723	
円投資型1503受益証券 (ファンド・オブ・ファンズ専用)	日本円	0.9690	
円投資型1506受益証券 (ファンド・オブ・ファンズ専用)	日本円	0.9861	
円投資型1508受益証券 (ファンド・オブ・ファンズ専用)	日本円	0.9935	
円投資型1511受益証券 (ファンド・オブ・ファンズ専用)	日本円	1.0004	

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

損益計算書

メロン・オフショア・ファンズ

運用計算書および純資産変動計算書
2015年11月30日に終了した年度

世界スマート債券ファンド

(米ドルで表示)

	注記	世界スマート債券ファンド	
		(米ドル)	(千円)
収益			
債券にかかる利息	2.9	8,376,708.24	943,887
銀行利息		2,275.12	256
その他の収益		570.19	64
収益合計		8,379,553.55	944,208
費用			
販売管理報酬	3	1,722,749.00	194,119
管理報酬	3	1,557,603.12	175,511
スワップ契約にかかる利息		170,509.45	19,213
販売報酬	7	138,102.20	15,561
保管報酬	5	136,192.74	15,346
管理事務代行報酬	4	136,138.77	15,340
代行協会員報酬	8	92,092.43	10,377
取引手数料		51,193.49	5,768
設立費	2.4	47,304.68	5,330
弁護士報酬		29,700.52	3,347
受託報酬	6	27,452.84	3,093
保護預り費用		27,436.10	3,091
印刷および公告費		22,252.04	2,507
専門家費用		19,919.10	2,244
その他の費用		76,760.67	8,649
費用合計		4,255,407.15	479,499
投資純利益		4,124,146.40	464,709

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

メロン・オフショア・ファンズ

運用計算書および純資産変動計算書（続き）
2015年11月30日に終了した年度

世界スマート債券ファンド (米ドルで表示)

	注記	世界スマート債券ファンド	
		(米ドル)	(千円)
投資純利益		4,124,146.40	464,709

以下にかかる実現純損益：

為替先渡契約	8,102,712.05	913,014
先物契約	1,102,837.17	124,268

オプション	478,075.41	53,870
スワップ契約	(301,501.99)	(33,973)
外国為替	(2,019,651.47)	(227,574)
投資有価証券	(12,693,439.26)	(1,430,297)
当期実現純損失	(1,206,821.69)	(135,985)
以下にかかる未実現評価損益の純変動：		
スワップ契約	180,117.62	20,296
オプション	(18,294.32)	(2,061)
先物契約	(267,800.06)	(30,176)
為替先渡契約	(2,839,183.50)	(319,919)
投資有価証券	(10,723,713.76)	(1,208,348)
運用による純資産の純減少	(14,875,695.71)	(1,676,193)
資本の変動		
受益証券発行手取額	227,149,691.00	25,595,227
受益証券買戻支払額	(25,872,710.38)	(2,915,337)
資本の変動、純額	201,276,980.62	22,679,890
支払分配金	(343,708.08)	(38,729)
期首現在純資産額	155,318,839.47	17,501,327
期末現在純資産額	341,376,416.30	38,466,295

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

メロン・オフショア・ファンズ

統計情報	未監査
------	-----

世界スマート債券ファンド				
円投資型1306 受益証券	円投資型1310 益証券	円投資型1409 受 益証券 (ファンド・オブ ファンズ専用)	円投資型1411 受 益証券 (ファンド・オブ ファンズ専用)	米ドル 受益証券

期末現在発行済受益証券口数：

2013年11月30日	359,932	295,566	-	-	-
2014年11月30日	321,964	267,544	7,473,950,000	4,551,000,000	-
発行口数	-	-	-	-	42,390
買戻口数	(120,976)	(73,837)	(487,662,223)	(185,090,496)	-
2015年11月30日	200,988	193,707	6,986,287,777	4,365,909,504	42,390

期末現在純資産総額：	米ドル合計	日本円	日本円	日本円	日本円	米ドル
2013年11月30日	63,834,378.05	3,596,993,722	2,933,901,167	-	-	-
2014年11月30日	155,318,839.47	3,401,610,150	2,807,376,376	7,551,368,352	4,590,566,005	-
2015年11月30日	341,376,416.30	2,107,851,480	2,017,290,790	7,023,020,278	4,381,497,212	4,184,730.79

期末現在1口当たり 純資産価格：	日本円	日本円	日本円	日本円	米ドル
2013年11月30日	9,994	9,926	-	-	-
2014年11月30日	10,565	10,493	1.0104	1.0087	-
2015年11月30日	10,487	10,414	1.0053	1.0036	98.72

統計情報

未監査

世界スマート債券ファンド

円投資型1502 受益証券 (ファンド・オブ ファンズ専用)	円投資型1503 受益証券 (ファンド・オブ ファンズ専用)	円投資型1506 受益証券 (ファンド・オブ ファンズ専用)	円投資型1508 受益証券 (ファンド・オブ ファンズ専用)	円投資型1511 受益証券 (ファンド・オブ ファンズ専用)
---	---	---	---	---

期末現在発行済受益証券口数：

発行口数	9,911,000,000	5,310,000,000	5,149,000,000	3,330,000,000	3,175,000,000
買戻口数	(322,202,000)	(40,320,000)	(53,857,260)	(8,030,000)	-
2015年11月30日	9,588,798,000	5,269,680,000	5,095,142,740	3,321,970,000	3,175,000,000

期末現在純資産総額：	日本円	日本円	日本円	日本円	日本円
2015年11月30日	9,322,892,071	5,106,244,369	5,024,265,570	3,300,292,378	3,176,353,017

期末現在1口当たり 純資産価格：	日本円	日本円	日本円	日本円	日本円
2015年11月30日	0.9723	0.9690	0.9861	0.9935	1.0004

メロン・オフショア・ファンズ

財務書類に対する注記

2015年11月30日現在

世界スマート債券ファンド

注記 1 . 活動および目的

メロン・オフショア・ファンズ（以下「トラスト」という。）は、受託会社と管理会社との間で締結された2003年10月14日付基本信託証書により設定されたオープン・エンド型のアンブレラ型ユニット・トラストである。

世界スマート債券ファンド（以下「ファンド」という。）は、CIBCバンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（以下「受託会社」という。）とBNYメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッド（以下「管理会社」という。）との間で締結された基本信託証書ならびに2013年3月26日および2014年9月1日および2015年9月1日付の3つの補足信託証書に基づき設定されたトラストの別個のシリーズ・トラストである。

本財務書類は、ファンドについてのみ言及している。

受益証券クラス

当財務書類の日付現在、円投資型1306受益証券、円投資型1310受益証券、円投資型1409受益証券（ファンド・オブ・ファンズ専用）、円投資型1411受益証券（ファンド・オブ・ファンズ専用）、米ドル受益証券、円投資型1502受益証券（ファンド・オブ・ファンズ専用）、円投資型1503受益証券（ファンド・オブ・ファンズ専用）、円投資型1506受益証券（ファンド・オブ・ファンズ専用）、円投資型1508受益証券（ファンド・オブ・ファンズ専用）および、円投資型1511受益証券（ファンド・オブ・ファンズ専用）の発行が可能である。

円投資型1409受益証券（ファンド・オブ・ファンズ専用）、円投資型1411受益証券（ファンド・オブ・ファンズ専用）、円投資型1502受益証券（ファンド・オブ・ファンズ専用）、円投資型1503受益証券（ファンド・オブ・ファンズ専用）、円投資型1506受益証券（ファンド・オブ・ファンズ専用）、円投資型1508受益証券（ファンド・オブ・ファンズ専用）および円投資型1511受益証券（ファンド・オブ・ファンズ専用）は、日本の法律に基づき組成されたファンド・オブ・ファンズまたは管理会社の判断によるその他の適格投資家のみにより申込が可能である。

円投資型1306受益証券の存続期間は5年間であり、発行日から5年後の応当日（当日が営業日でない場合は、直前の営業日）において、当該強制的買戻しの日（またはかかる日が評価日でない場合は、直前の評価日）の評価時点現在に算定される当該クラス受益証券の1口当たりの純資産価格により、強制的に買い戻される。

円投資型1310受益証券の存続期間は5年間であり、発行日から5年後の応当日（当日が営業日でない場合は、直前の営業日）（以下「5年後の応当日」という。）において、当該強制的買戻しの日（またはかかる日が評価日でない場合は、直前の評価日）の評価時点現在に算定される当該クラス受益証券の1口当たりの純資産価格により、強制的に買い戻される。

円投資型1409受益証券（ファンド・オブ・ファンズ専用）の存続期間は約5年間であり、2019年9月6日において、当該強制的買戻しの日（またはかかる日が評価日でない場合は、直前の評価日）の評価時点現在に算定される当該クラス受益証券の1口当たりの純資産価格により、強制的に買い戻される。

円投資型1411受益証券（ファンド・オブ・ファンズ専用）の存続期間は約5年間であり、2019年11月19日において、当該強制的買戻しの日（またはかかる日が評価日でない場合は、直前の評価日）の評価時点現在に算定される当該クラス受益証券の1口当たりの純資産価格により、強制的に買い戻される。

円投資型1502受益証券（ファンド・オブ・ファンズ専用）の存続期間は約5年間であり、2020年2月3日において、当該強制的買戻しの日（またはかかる日が評価日でない場合は、直前の評価日）の評価時点現在に算定される当該クラス受益証券の1口当たりの純資産価格により、強制的に買い

戻される。

円投資型1503受益証券（ファンド・オブ・ファンズ専用）の存続期間は約5年間であり、2020年3月27日において、当該強制的買戻しの日（またはかかる日が評価日でない場合は、直前の評価日）の評価時点現在に算定される当該クラス受益証券の1口当たりの純資産価格により、強制的に買い戻される。

円投資型1506受益証券（ファンド・オブ・ファンズ専用）の存続期間は約5年間であり、2020年6月2日において、当該強制的買戻しの日（またはかかる日が評価日でない場合は、直前の評価日）の評価時点現在に算定される当該クラス受益証券の1口当たりの純資産価格により、強制的に買い戻される。

円投資型1508受益証券（ファンド・オブ・ファンズ専用）の存続期間は約5年間であり、2020年8月3日において、当該強制的買戻しの日（またはかかる日が評価日でない場合は、直前の評価日）の評価時点現在に算定される当該クラス受益証券の1口当たりの純資産価格により、強制的に買い戻される。

円投資型1511受益証券（ファンド・オブ・ファンズ専用）の存続期間は約5年間であり、2020年11月18日において、当該強制的買戻しの日（またはかかる日が評価日でない場合は、直前の評価日）の評価時点現在に算定される当該クラス受益証券の1口当たりの純資産価格により、強制的に買い戻される。

投資目的および方針

ファンドの投資目的は、債券（その派生商品を含む。）の分散されたポートフォリオに対する投資を通じて、安定した収益の獲得および長期的な資産の成長を追求することである。ポートフォリオには、先進国市場および新興国市場の米ドル建てまたは非米ドル建ての投資適格および非投資適格の債券が含まれている。

投資運用会社および/またはその委託先は、ファンドの勘定で各国政府が直接発行した国債、政府機関債、国際機関債、社債、不動産担保証券（MBS）、資産担保証券（ABS）、商業不動産担保証券（CMBS）、不動産抵当証券担保債券（CMO）、債権担保証券、短期金融商品および派生商品を含む（ただし、これらに限らない。）多様な債券および他の債務証券（これらは、固定利付または変動利付のものがある。）から構成される分散されたポートフォリオに主として投資することにより、かかる投資目的の達成を追求する。

副投資運用会社がファンドの勘定で投資する債券の信用格付は、買付時において、S&PによるCCC格もしくはムーディーズによるCa2格またはその他の有力格付機関による同等以上の格付とする。ファンドのポートフォリオの加重平均信用格付は、S&PによるA-格もしくはムーディーズによるA3格またはその他の有力格付機関による同等以上の格付とする。

投資運用会社および/またはその委託先は、ファンドの投資目的を追求するため、派生商品を利用することがある。

投資運用会社および/またはその委託先は、ファンドの勘定で、集団投資スキーム（ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーションの関連会社により運用される集団投資スキームを含むが、これに限らない。）への投資を通じて、上記のいずれかの資産クラスに対するエクスポージャーを得ることがある。

投資運用会社は、ファンドのポートフォリオの投資および再投資の運用に関する責任を、副投資運用会社に対して委託している。

投資運用会社は、随時その裁量において、他のまたは追加の投資顧問または投資運用者を選任する

ことがある。

米ドル（ファンドの表示通貨）とファンドが投資している非米ドル建て資産の投資対象通貨との間における為替相場の変動に対してファンドが有するエクスポージャーをヘッジするため、副投資運用会社は、為替ヘッジ取引を行う。上述の為替ヘッジ取引に限らず、副投資運用会社は、ファンドにおける追加リターンの獲得を目指して、その絶対の裁量において、限定的な態様で、非米ドル通貨（非米ドル建て投資対象通貨を含むが、これに限らない。）においてその他の、または追加のロングまたはショートのポジションを一定程度採ることがある。その結果、ファンドは、個別の非米ドル通貨および/または非米ドル通貨全体に対して、ロングまたはショートのネット・ポジションを有することがある。米ドルに対するファンドのエクスポージャーは、純資産総額を超えることがある。

前段落に記載する為替取引による為替エクスポージャーを除くほか、管理会社および/またはその委託先は、為替リスクを低減させ（ただし、完全に排除するものではない。）、日本円（円投資型受益証券の表示通貨）に対する米ドル（ファンドの表示通貨）の下落から円投資型受益証券の価値を保護することを目的として為替ヘッジ取引を行う。

注記 2 . 重要な会計方針

2.1 財務書類の表示

当財務書類は、投資信託に適用される、ルクセンブルグで一般的に認められている会計原則に従い作成されている。

2.2 有価証券およびその他の資産への投資の評価

- (a) 下記 (b) が適用される集団的投資スキームの持分を除き、かつ、下記 (c) の規定に従い、証券市場において値付け、上場、取引または取扱われている投資対象の価格に基づくすべての計算は、関係評価時点またはその直前における当該投資対象の主要な証券取引所もしくは証券市場の最終取引価格または（最終取引価格が利用可能でない場合は）直近の利用可能な取引売呼値および直近の利用可能な取引買呼値の中間値を参照して行われるものとする。
- (b) 下記 (c) および (e) の規定に従い、集団的投資スキームの各持分の価格は、関係評価時点またはその直前における当該集団的投資スキームの受益証券もしくは株式の直前に発表された 1 口当たり純資産価格（利用可能な場合）または（同価格が利用可能でない場合は）当該受益証券もしくは株式の直前に発表された取引買呼値とするが、各場合において、当該価格は管理事務代行会社または当該集団的投資スキームのために公定価格情報の決定および提供を任命された者により提供されるものとする。
- (c) 純資産総額、取引売呼値、取引買呼値または建値が、上記 (a) または (b) に規定されるとおりに利用できなかった場合、該当する投資対象の公正価格は、管理会社が決定する方法により随時決定されるものとする。
- (d) 上記 (b) が適用される集団的投資スキームの持分を除き、市場において上場または通常取引されていない投資対象の価格は、当該投資対象の取得における支出金額（各場合において、印紙代、手数料その他の取得費用の金額を含む。）に相当する当初金額となるものとするが、ただし、管理会社は、受託会社の承認を得た上で、当該投資対象の評価を行う資格を有すると受託会社が認める専門家をして再評価を行わしめることができ、かつ、受託会社の要請に基づきこれを行わしめるものとする。
- (e) 上記の規定にかかわらず、管理会社が関連状況に鑑みて投資対象の評価の調整またはその他の評価方法の使用が投資対象の公平な価値を反映するために必要となると判断した場合、管

理会社は、受託会社の同意を得た上で、かかる調整を行い、かかる方法の使用を認めることができる。

2.3 外貨換算

ファンドは、米ドル建てである。受益証券のすべてのクラスは、日本円建てである。米ドル以外の通貨で表示される資産および負債は、当期末における実勢為替レートで米ドルに換算される。外貨で表示される取引は、取引日現在の実勢為替レートにより米ドルに換算される。

当期の損益を決定するにあたり、外国為替換算にかかる未実現および実現利益または損失は、運用計算書および純資産変動計算書において認識されている。

組入有価証券の時価評価額に起因する未実現為替差損益は、投資有価証券にかかる未実現評価損益の純変動に含まれる。その他の為替差損益は、運用計算書および純資産変動計算書に直接計上される。

2.4 設立費

設立費は、定額法で5年にわたり償却される。

2.5 為替先渡契約

為替先渡契約は、満期日までの残存期間に関する純資産計算書の日付現在適用される先渡レートで評価される。

為替先渡契約から生じる損益は、運用計計算書および純資産変動計算書において認識される。

2.6 先物契約

先物契約は、特定の先物契約が取引される取引所の決済価格を基準として、現金化した場合の評価額で評価される。

2.7 金利スワップおよびオプションの評価

金利スワップおよびオプションは、管理会社が管理事代行務会社と協議のうえ、適切であると判断する外部の価格提供者から受領した相場に基づき、管理会社の裁量で誠実に評価される。時価の計算は、対象当事者の信用リスク、それぞれ発行体、金利スワップ/オプションの満期および流通市場における流動性に基づいており、それには、金利スワップにかかる正味経過利息が含まれる。

2.8 クレジット・デフォルト・スワップの評価

クレジット・デフォルト・スワップは、管理会社が管理事務代行会社と協議のうえ、適切であると判断する外部の価格提供者から受領した相場に基づき、管理会社の裁量で誠実に評価される。時価の計算は、対象当事者の信用リスク、それぞれ発行体、クレジット・デフォルト・スワップの満期および流通市場における流動性に基づいており、それには、クレジット・デフォルト・スワップにかかる経過利息が含まれる。

2.9 受取利息

受取利息は、日次ベースで発生する。

2.10 受取配当金

配当金は、当該有価証券が「配当落ち」として初めて記載された日付に収益に計上される。

注記3．管理報酬および販売管理報酬

管理会社はファンドの資産から、関連する受益証券のクラスに帰属する純資産額に対して以下に定める年率で計算された管理報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に発生し、計算され、毎月後払いで支払われる。

円投資型1306受益証券	0.63%
円投資型1310受益証券	0.63%
円投資型1409受益証券（ファンド・オブ・ファンズ専用）	0.56%
円投資型1411受益証券（ファンド・オブ・ファンズ専用）	0.56%
米ドル受益証券	0.50%
円投資型1502受益証券（ファンド・オブ・ファンズ専用）	0.56%
円投資型1503受益証券（ファンド・オブ・ファンズ専用）	0.56%
円投資型1506受益証券（ファンド・オブ・ファンズ専用）	0.56%
円投資型1508受益証券（ファンド・オブ・ファンズ専用）	0.56%
円投資型1511受益証券（ファンド・オブ・ファンズ専用）	0.56%

米ドル受益証券を除き、管理会社はまた、ファンドの資産から、純資産総額に対して年率0.64パーセントの販売管理報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に発生し、計算され、毎月後払いで支払われる。受益者決議によって管理会社が解任され、後任の管理会社が選任される場合において、受益証券に条件付後払申込手数料（C D S C）が課された場合には、販売管理報酬は以後発生しない。

管理会社は、自らの報酬から投資運用会社の報酬を支払う。投資運用会社は、副投資運用会社、およびシリーズ・トラストに関して投資運用会社の職務を遂行するよう投資運用会社により任命された委託先またはその他の者の報酬を支払う責任を負う。

注記4．管理事務代行報酬

管理事務代行会社は、ファンドの資産から、純資産総額に対して年率0.05パーセントの報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に発生し、計算され、毎月後払いで支払われる。

注記5．保管報酬

保管会社は、ファンドの資産から、純資産総額に対して年率0.05パーセントの報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に発生し、計算され、取引手数料および諸費用とともに毎月後払いで支払われる。

注記6．受託報酬

受託会社は、ファンドの資産から、純資産総額に対して年率0.01パーセントの受託報酬（ただし最低年間報酬額は10,000米ドル）を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に発生し、計算され、暦四半期ごとに後払いで支払われる。

注記7．販売報酬

販売会社は、ファンドの資産から、関連する受益証券のクラスに帰属する純資産額に対して以下に定める年率の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に発生し、計算され、暦四半期ごとに後払いで支払われる。

円投資型1306受益証券	0.30%
円投資型1310受益証券	0.30%
円投資型1409受益証券（ファンド・オブ・ファンズ専用）	なし
円投資型1411受益証券（ファンド・オブ・ファンズ専用）	なし
米ドル受益証券	なし
円投資型1502受益証券（ファンド・オブ・ファンズ専用）	なし
円投資型1503受益証券（ファンド・オブ・ファンズ専用）	なし
円投資型1506受益証券（ファンド・オブ・ファンズ専用）	なし
円投資型1508受益証券（ファンド・オブ・ファンズ専用）	なし
円投資型1511受益証券（ファンド・オブ・ファンズ専用）	なし

注記8．代行協会員報酬

代行協会員は、ファンドの資産から、関連する受益証券のクラスに帰属する純資産額に対して以下に定める年率の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に発生し、計算され、暦四半期ごとに後払いで支払われる。

円投資型1306受益証券	0.20%
円投資型1310受益証券	0.20%
円投資型1409受益証券（ファンド・オブ・ファンズ専用）	なし
円投資型1411受益証券（ファンド・オブ・ファンズ専用）	なし
米ドル受益証券	なし
円投資型1502受益証券（ファンド・オブ・ファンズ専用）	なし
円投資型1503受益証券（ファンド・オブ・ファンズ専用）	なし
円投資型1506受益証券（ファンド・オブ・ファンズ専用）	なし
円投資型1508受益証券（ファンド・オブ・ファンズ専用）	なし
円投資型1511受益証券（ファンド・オブ・ファンズ専用）	なし

注記9．税金

ケイマン諸島

現行のケイマン諸島における税法に基づき、ファンドにより支払われる税金はない。従って、所得税に対する引当金は財務書類に計上されていない。

その他の国々

ファンドは、その他の国々において稼得される特定の所得に対する源泉税またはその他の税金を課されることがある。

購入予定者は、各国の管轄法に基づき受益証券を購入、保有および買戻す際、予想される課税およびその他の影響を決定づけるその市民権、居住地および住居を所有する国において、法律アドバイザーまたは税務アドバイザーに相談することが望ましい。

注記10．為替先渡契約

2015年11月30日現在、以下の為替先渡契約が未決済であった。

10.1-ポートフォリオ管理における為替先渡契約

通貨	売り	通貨	買い	満期日	未実現評価益 /（評価損）
					米ドル
米ドル	3,255,638.54	豪ドル	4,540,000	2015年12月30日	5,538.89
米ドル	1,155,937.74	日本円	142,693,000	2015年12月30日	4,858.47
米ドル	357,145.85	ノルウェー ・ クローネ	3,095,000	2015年12月30日	(2,567.30)
米ドル	3,233,881.03	インド・ルピー	216,400,000	2016年1月29日	(23,648.25)
米ドル	257,419.84	インド・ルピー	17,260,000	2016年1月29日	(1,372.63)
米ドル	6,392,875.89	メキシコ・ペソ	107,660,000	2016年1月29日	73,109.33
米ドル	3,249,539.43	メキシコ・ペソ	54,680,000	2016年1月29日	34,503.59
米ドル	644,510.89	メキシコ・ペソ	10,715,000	2016年1月29日	(975.40)
豪ドル	50,245,000	米ドル	35,571,450.20	2015年12月30日	(520,589.45)
豪ドル	450,000	米ドル	325,320.17	2015年12月30日	2,075.72
豪ドル	4,370,000	米ドル	3,163,591.58	2015年12月30日	24,528.73
カナダ・ドル	5,585,000	米ドル	4,206,895.50	2015年12月30日	37,767.31
カナダ・ドル	5,405,000	米ドル	4,071,072.41	2015年12月30日	36,311.82
カナダ・ドル	520,000	米ドル	390,927.48	2015年12月30日	2,754.40
日本円	253,755,000	米ドル	2,054,791.86	2015年12月30日	(9,484.89)
日本円	664,795,000	米ドル	5,385,135.68	2015年12月30日	(22,918.79)
ニュージーランド・ドル	9,710,000	米ドル	6,266,688.35	2015年12月30日	(79,262.78)
ニュージーランド・ドル	995,000	米ドル	650,805.52	2015年12月30日	525.26
ノルウェー ・ クローネ	3,300,000	米ドル	380,429.24	2015年12月30日	2,364.87
シンガポール・ドル	6,560,000	米ドル	4,601,829.51	2015年12月30日	(41,105.25)
シンガポール・ドル	530,000	米ドル	376,926.41	2015年12月30日	1,811.26
スウェーデン ・ クローナ	21,255,000	米ドル	2,440,270.49	2015年12月30日	2,876.02
スウェーデン ・ クローナ	3,405,000	米ドル	388,990.64	2015年12月30日	(1,474.10)
英ポンド	7,915,000	米ドル	12,044,651.25	2015年12月30日	163,572.14
英ポンド	130,000	米ドル	196,521.08	2015年12月30日	1,380.18
ユーロ	21,615,000	米ドル	23,205,539.78	2015年12月30日	337,194.38
ユーロ	22,230,000	米ドル	23,867,684.10	2015年12月30日	348,677.94
ユーロ	22,825,000	米ドル	24,508,229.63	2015年12月30日	359,722.40
ユーロ	22,090,000	米ドル	23,715,824.00	2015年12月30日	344,935.73
ユーロ	2,760,000	米ドル	2,964,568.44	2015年12月30日	44,529.89
ユーロ	780,000	米ドル	829,524.70	2015年12月30日	4,296.42
ユーロ	1,360,000	米ドル	1,446,350.75	2015年12月30日	7,491.18
ユーロ	1,150,000	米ドル	1,225,307.75	2015年12月30日	8,625.02
ユーロ	1,495,000	米ドル	1,583,952.20	2015年12月30日	2,264.66

通貨	売り	通貨	買い	満期日	未実現評価 /(評価損)
					米ドル
ユーロ	4,750,000	米ドル	5,049,725.00	2015年12月30日	24,296.34
ユーロ	2,130,000	米ドル	2,264,403.00	2015年12月30日	10,894.99
韓国ウォン	8,492,410,000	米ドル	7,243,611.40	2016年1月29日	(77,265.54)
ポートフォリオ管理における為替先渡契約にかかる未実現純評価益合計					1,106,242.56

10.2-円投資型1306受益証券の通貨エクスポージャーをカバーするための為替先渡契約

通貨	売り	通貨	買い	満期日	未実現評価 益 /(評価 損)
					米ドル
米ドル	19,690,895.33	日本円	2,356,379,908.00	2016年1月15日	(508,401.94)
日本円	8,380,800.00	米ドル	70,033.47	2016年1月15日	1,808.20
日本円	17,734,860.00	米ドル	148,113.88	2016年1月15日	3,740.45
日本円	9,427,500.00	米ドル	78,779.14	2016年1月15日	2,033.04
日本円	9,232,080.00	米ドル	77,268.83	2016年1月15日	2,113.47
日本円	6,311,702.00	米ドル	53,098.86	2016年1月15日	1,717.10
日本円	9,440,100.00	米ドル	79,387.95	2016年1月15日	2,538.82
日本円	5,262,003.00	米ドル	44,122.67	2016年1月15日	1,286.34
日本円	5,670,000.00	米ドル	47,526.45	2016年1月15日	1,368.76
日本円	5,243,500.00	米ドル	43,800.22	2016年1月15日	1,114.67
日本円	8,900,766.00	米ドル	73,599.59	2016年1月15日	1,142.17
日本円	2,106,000.00	米ドル	17,491.55	2016年1月15日	347.41
日本円	10,538,000.00	米ドル	87,683.68	2016年1月15日	1,897.72
日本円	11,606,100.00	米ドル	96,328.17	2016年1月15日	1,847.43
日本円	28,438,829.00	米ドル	235,674.39	2016年1月15日	4,165.29
日本円	10,506,000.00	米ドル	87,454.53	2016年1月15日	1,929.03
日本円	15,748,500.00	米ドル	129,818.15	2016年1月15日	1,616.56
日本円	10,500,490.00	米ドル	86,442.28	2016年1月15日	962.52
日本円	18,949,896.00	米ドル	153,940.29	2016年1月15日	(320.38)
日本円	10,419,000.00	米ドル	84,761.07	2016年1月15日	(54.39)
日本円	1,042,900.00	米ドル	8,502.92	2016年1月15日	13.22

日本円	17,162,842.00	米ドル	140,236.48	2016年1月15日	522.50
日本円	3,650,850.00	米ドル	29,864.78	2016年1月15日	145.03
日本円	3,445,860.00	米ドル	27,973.96	2016年1月15日	(76.87)
日本円	11,299,326.00	米ドル	91,741.37	2016年1月15日	(240.18)
日本円	9,409,500.00	米ドル	76,484.45	2016年1月15日	(113.15)
日本円	6,812,650.00	米ドル	55,767.80	2016年1月15日	309.38
日本円	10,481.00	米ドル	85.60	2016年1月15日	0.28
日本円	26,242,500.00	米ドル	214,123.11	2016年1月15日	496.51

円投資型1306受益証券の通貨エクスポージャーをカバーするための
為替先渡契約にかかる未実現純評価損合計

(476,091.01)

10.3-円投資型1310受益証券の通貨エクスポージャーをカバーするための為替先渡契約

通貨	売り	通貨	買い	満期日	未実現評価益 /(評価損)
					米ドル
米ドル	18,974,143.40	日本円	2,270,607,279.00	2016年1月15日	(489,896.03)
日本円	37,515,600.00	米ドル	313,314.07	2016年1月15日	7,912.40
日本円	3,177,185.00	米ドル	26,591.77	2016年1月15日	727.33
日本円	8,343,200.00	米ドル	70,189.37	2016年1月15日	2,269.76
日本円	7,811,250.00	米ドル	65,689.89	2016年1月15日	2,100.75
日本円	22,943,800.00	米ドル	192,387.13	2016年1月15日	5,608.79
日本円	5,213,500.00	米ドル	43,700.02	2016年1月15日	1,258.55
日本円	10,413,000.00	米ドル	86,982.31	2016年1月15日	2,213.61
日本円	5,238,500.00	米ドル	43,478.44	2016年1月15日	833.85
日本円	34,402,500.00	米ドル	283,586.95	2016年1月15日	3,531.38
日本円	5,208,000.00	米ドル	42,873.37	2016年1月15日	477.39
日本円	22,847,000.00	米ドル	185,598.58	2016年1月15日	(386.26)
日本円	14,049,868.00	米ドル	114,299.05	2016年1月15日	(73.34)
日本円	11,184,480.00	米ドル	91,188.73	2016年1月15日	141.73
日本円	27,955,800.00	米ドル	228,425.05	2016年1月15日	851.07
日本円	15,537,000.00	米ドル	127,096.18	2016年1月15日	617.21
日本円	22,697,741.00	米ドル	184,263.33	2016年1月15日	(506.36)
日本円	518,500.00	米ドル	4,209.80	2016年1月15日	(11.03)
日本円	9,239,980.00	米ドル	75,106.52	2016年1月15日	(111.11)
日本円	5,093,550.00	米ドル	41,547.78	2016年1月15日	83.83
日本円	15,610,500.00	米ドル	127,786.28	2016年1月15日	708.90
日本円	5,203,500.00	米ドル	42,499.41	2016年1月15日	140.40

円投資型1310受益証券の通貨エクスポージャーをカバーするための
為替先渡契約にかかる未実現純評価損合計

(461,507.18)

10.4-円投資型1409受益証券(ファンド・オブ・ファンズ専用)の通貨エクスポージャーをカバーするための為替先渡契約

通貨	売り	通貨	買い	満期日	未実現評価益 /(評価損)
					米ドル
米ドル	58,208,507.85	日本円	6,965,724,822.00	2016年1月15日	(1,502,893.49)
日本円	7,022,400	米ドル	58,681.37	2016年1月15日	1,514.38
日本円	25,120,000	米ドル	210,244.39	2016年1月15日	5,750.64
日本円	20,118,000	米ドル	169,247.98	2016年1月15日	5,473.09
日本円	1,006,000	米ドル	8,435.46	2016年1月15日	245.93
日本円	1,010,800	米ドル	8,389.43	2016年1月15日	160.90
日本円	14,974,500	米ドル	121,821.15	2016年1月15日	(78.17)
日本円	905,490	米ドル	7,388.26	2016年1月15日	17.13

円投資型1409受益証券(ファンド・オブ・ファンズ専用)の通貨エクスポージャーを
カバーするための為替先渡契約にかかる未実現純評価損合計

(1,489,809.59)

10.5-円投資型1411受益証券(ファンド・オブ・ファンズ専用)の通貨エクスポージャーをカバーするための為替先渡契約

通貨	売り	通貨	買い	満期日	未実現評価益 /(評価損)
					米ドル
米ドル	36,295,316.20	日本円	4,343,406,047.00	2016年1月15日	(937,113.77)
日本円	15,117,000	米ドル	127,175.75	2016年1月15日	4,112.57
日本円	1,007,800	米ドル	8,447.47	2016年1月15日	243.28
日本円	50,359	米ドル	416.19	2016年1月15日	6.24
日本円	3,000,900	米ドル	24,413.04	2016年1月15日	(15.67)
日本円	1,010,800	米ドル	8,179.92	2016年1月15日	30.47
日本円	2,005,200	米ドル	121,821.15	2016年1月15日	(44.74)
日本円	515,128	米ドル	7,388.26	2016年1月15日	9.74

円投資型1411受益証券(ファンド・オブ・ファンズ専用)の通貨エクスポージャーを
カバーするための為替先渡契約にかかる未実現純評価損合計

(932,771.88)

10.6-円投資型1502受益証券(ファンド・オブ・ファンズ専用)の通貨エクスポージャーをカバーするための為替先渡契約

通貨	売り	通貨	買い	満期日	未実現評価益 /(評価損)
					米ドル
米ドル	77,620,498.72	日本円	9,288,728,651.00	2016年1月15日	(2,004,094.36)
日本円	4,852,000	米ドル	40,545.34	2016年1月15日	1,046.84
日本円	40,267,450	米ドル	336,487.42	2016年1月15日	8,683.70
日本円	2,919,000	米ドル	24,476.24	2016年1月15日	713.56
日本円	29,184,000	米ドル	244,622.89	2016年1月15日	7,045.10
日本円	18,967,650	米ドル	157,397.43	2016年1月15日	2,989.20
日本円	4,386,600	米ドル	36,272.38	2016年1月15日	562.90
日本円	2,918,700	米ドル	24,059.45	2016年1月15日	299.60
日本円	10,676,600	米ドル	86,972.03	2016年1月15日	59.49
日本円	19,462,000	米ドル	158,798.28	2016年1月15日	368.22

円投資型1502受益証券(ファンド・オブ・ファンズ専用)の通貨エクスポージャーを
カバーするための為替先渡契約にかかる未実現純評価損合計

(1,982,325.75)

10.7-円投資型1503受益証券(ファンド・オブ・ファンズ専用)の通貨エクスポージャーをカバーするための為替先渡契約

通貨	売り	通貨	買い	満期日	未実現評価益 /(評価損)
					米ドル
米ドル	42,065,682.87	日本円	5,033,937,171.00	2016年1月15日	(1,086,099.67)
日本円	2,909,100	米ドル	24,393.23	2016年1月15日	711.15
日本円	6,870,822	米ドル	55,895.79	2016年1月15日	(35.87)
日本円	3,853,200	米ドル	31,415.71	2016年1月15日	48.82
日本円	4,836,500	米ドル	39,398.33	2016年1月15日	26.94

円投資型1503受益証券(ファンド・オブ・ファンズ専用)の通貨エクスポージャーを
カバーするための為替先渡契約にかかる未実現純評価損合計

(1,085,348.63)

10.8-円投資型1506受益証券(ファンド・オブ・ファンズ専用)の通貨エクスポージャーをカバーするための為替先渡契約

通貨	売り	通貨	買い	満期日	未実現評価益 /(評価損)
					米ドル
米ドル	41,537,156.08	日本円	4,970,689,162.00	2016年1月15日	(1,072,453.56)
日本円	4,963,739	米ドル	41,544.52	2016年1月15日	1,136.33
日本円	1,979,000	米ドル	16,436.74	2016年1月15日	326.46
日本円	9,803	米ドル	79.93	2016年1月15日	0.12
日本円	29,069,300	米ドル	237,422.51	2016年1月15日	784.18

円投資型1506受益証券（ファンド・オブ・ファンズ専用）の通貨エクスポージャーを
カバーするための為替先渡契約にかかる未実現純評価損合計 (1,070,206.47)

10.9-円投資型1508受益証券（ファンド・オブ・ファンズ専用）の通貨エクスポージャーをカバーするための為替先渡契約

通貨	売り	通貨	買い	満期日	未実現評価益 /（評価損）
					米ドル
米ドル	26,725,939.52	日本円	3,198,253,093	2016年1月15日	(690,040.72)
米ドル	893,503.32	日本円	106,975,578	2016年1月15日	(22,651.64)
日本円	2,983,800	米ドル	25,102	2016年1月15日	811.73
日本円	29,895	米ドル	247.20	2016年1月15日	3.83
日本円	4,937,500	米ドル	40,344.00	2016年1月15日	150.31

円投資型1508受益証券（ファンド・オブ・ファンズ専用）の通貨エクスポージャーを
カバーするための為替先渡契約にかかる未実現純評価損合計 (711,726.49)

10.10-円投資型1511受益証券（ファンド・オブ・ファンズ専用）の通貨エクスポージャーをカバーするための為替先渡契約

通貨	売り	通貨	買い	満期日	未実現評価益 /（評価損）
					米ドル
米ドル	25,982,528.28	日本円	3,175,000,000	2016年1月15日	(136,428.74)

円投資型1511受益証券（ファンド・オブ・ファンズ専用）の通貨エクスポージャーを
カバーするための為替先渡契約にかかる未実現純評価損合計 (136,428.74)

注記11．先物契約

2015年11月30日現在、以下の先物契約が未決済であった。

銘柄	通貨	満期日	契約数 買い / (売り)	契約額	未実現評価益 /（評価損）
				米ドル	米ドル
金利にかかる先物契約					
AUSTR.10YT	豪ドル	2015年12月	61	4,185,174.78	(87,734.76)
AUSTR.3YT	豪ドル	2015年12月	421	29,663,804.79	(8,065.05)
EURO BOBL	ユーロ	2015年12月	(28)	3,852,442.20	(56,557.76)
EURO BTP	ユーロ	2015年12月	(24)	3,581,540.25	(28,120.25)
EURO BUXL.30Y	ユーロ	2015年12月	26	4,320,217.62	129,147.98
GILT.ICE	英ポンド	2016年3月	(110)	19,466,931.67	(87,539.91)
JAPAN 10YR	日本円	2015年12月	(2)	2,416,005.19	(5,693.14)
SCHATZ	ユーロ	2015年12月	19	2,243,734.55	8,338.78

US T-NOTES 10YR	米ドル	2016年3月	(64)	8,096,000.00	(14,000.00)
US T-NOTES 2YR	米ドル	2016年3月	(14)	3,046,531.32	(1,750.00)
US T-NOTES 5YR	米ドル	2016年3月	(148)	17,571,530.88	(27,750.00)
金利にかかる先物契約の契約額および未実現純評価損合計				98,443,913.25	(179,724.11)

注記12．オプション契約

オプションは、一方の当事者から他方当事者に売却された契約を表す金融デリバティブである。契約は、一定の期間中または特定日に、合意した価格（行使価格）で有価証券またはその他の金融商品を買う（コール）もしくは売る（プット）ための権利（義務ではない）を買い手に提供する。

2015年11月30日現在、シカゴ商品取引所で取引される、先物契約にかかる以下のオプションが締結された。

通貨	銘柄	満期日	行使価格	数量	取得原価		時価
					米ドル	米ドル	
米ドル	PUT US T-NOTE 10Y.CBT.JAN16	2015年12月24日	125.50	(196)	(113,313.48)	(55,125.00)	
米ドル	PUT US T-NOTE 10Y.CBT.JAN16	2015年12月24日	126.50	98	96,469.24	65,844.24	
オプション合計					(16,844.24)	10,719.24	

注記13．スワップ契約

金利スワップ契約

金利スワップとは、一方の当事者が固定金利を支払うのに対し、他方当事者が変動金利を支払う二当事者間（カウンターパーティーズ）の取り決めである。金利スワップを通じて、各当事者は、選好する金利を得るために、他方当事者と金利を交換できる。

2015年11月30日現在、ファンドは以下のスワップ契約を締結していた。

想定元本	金利スワップ	通貨	満期日	受領金利	支払金利	取引相手方	未実現 (評価損)
							米ドル
4,000,000	IRS BRL R 11.97 02JAN17	ブラジル ・リアル	2017年1月2日	11.97%	BZD10VRA Index	Barclays Bank PLC	(41,194.89)
金利スワップにかかる未実現評価 損合計							(41,194.89)

注記14．支払分配金

2015年11月30日に終了した年度中、ファンドが行った分配は以下のとおりである。

受益証券10,000口当たり 支払分配金	基準日	分配落ち日	海外における支払日
-------------------------	-----	-------	-----------

円投資型1409受益証券
(ファンド・オブ・ファンズ専
用)

36円	2015年9月3日	2015年9月4日	2015年9月10日
-----	-----------	-----------	------------

円投資型1411受益証券
(ファンド・オブ・ファンズ専
用)

36円	2015年11月16日	2015年11月17日	2015年11月20日
-----	-------------	-------------	-------------

注記15．為替レート

2015年11月30日現在、使用された米ドルに対する為替レートは以下の通りである。

通貨	為替レート	通貨	為替レート
豪ドル	1.3892	韓国ウォン	1,158.7486
ブラジル・レア ル	3.8464	メキシコ・ペソ	16.6033
カナダ・ドル	1.3391	ノルウェー・クロー ネ	8.7202
ユーロ	0.9456	ニュージーランド・ ドル	1.5261
英ポンド	0.6659	ポーランド・ズロチ	1.4122
インド・ルピー	66.7200	スウェーデン・ク ローナ	8.7257
日本円	122.9559		

注記16．後発事象

期末より後にファンドが行った分配は以下のとおりである。

受益証券10,000口当たり支払分配金	基準日	分配落ち日	海外における支払日
---------------------	-----	-------	-----------

円投資型1409受益証券
(ファンド・オブ・ファンズ専用)

34円	2016年3月3日	2016年3月4日	2016年3月9日
-----	-----------	-----------	-----------

円投資型1502受益証券
(ファンド・オブ・ファンズ専用)

33円

2016年1月27日

2016年1月28日

2016年2月2日

投資有価証券明細表等

メロン・オフショア・ファンズ

投資有価証券明細表

2015年11月30日現在

世界スマート債券ファンド

額面	銘柄	通貨	取得原価	時価	比率*
I. 公認の証券取引所への上場が認められている、または他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券					
A. アセット・バック証券			米ドル	米ドル	%
1,205,000	AFIN 2013-3 D 3.69 20FEB19	米ドル	1,241,021.47	1,229,466.56	0.36
160,000	AFIN 2014-1 D 3.39 22JUL19	米ドル	160,713.59	162,700.91	0.05
2,445,000	AFIN 2015-2 D 3.16 20NOV20	米ドル	2,444,116.53	2,426,997.22	0.71
1,500,000	AFIN 2015-3 D 3.34 22MAR21	米ドル	1,499,426.40	1,479,812.10	0.43
100,000	AMCAR 2013-4 C 2.72 09SEP19	米ドル	99,974.90	100,952.75	0.03
3,000,000	AMCAR 2014-2 D 2.57 08JUL20	米ドル	2,972,695.31	2,978,877.90	0.87
1,550,000	AMCAR 2014-4 D 3.07 09NOV20	米ドル	1,559,203.13	1,544,745.35	0.45
725,000	AMCAR 2015-2 D 3.00 08JUN21	米ドル	725,962.89	718,286.43	0.21
2,050,000	AMCAR 2015-3 D 3.34 08AUG21	米ドル	2,049,877.82	2,031,816.09	0.60
1,125,000	AOTA 2015 N 121X E WAC 10AUG35	米ドル	996,928.88	1,006,930.91	0.29
300,000	AVMT 2013-AVMX A WAC 05DEC32	米ドル	310,324.80	316,355.01	0.09
3,330,000	BALTA 2004-2 2A1 FRN 25MAR34	米ドル	148,885.63	147,494.60	0.04
120,000	BBCMS 2013-TYSX A2 3.7562 05SEP32	米ドル	123,599.66	126,861.52	0.04
350,000	BSABS 2004-FR2 M3 FRN 25JUN34	米ドル	240,937.70	242,935.23	0.07
75,000	BSCMS 2005-PW10 AJ WAC 11DEC40	米ドル	72,843.75	74,433.07	0.02
1,600,000	BSCMS 2006-PW14 AJ 5.273 11DEC38	米ドル	1,623,843.75	1,594,070.72	0.47
770,000	BSCMS 2007-PW16 AJ WAC 11JUN40	米ドル	790,573.44	784,179.55	0.23
375,000	BSCMS 2007-PW17 AJ WAC 11JUN50	米ドル	385,751.95	372,403.61	0.11
300,000	BSCMS 2007-PW18 AJ WAC 11JUN50	米ドル	287,468.75	295,185.00	0.09
150,000	CAH 2014-1X C FRN 17MAY31	米ドル	148,901.85	145,694.01	0.04
100,000	CAH 2014-1X D FRN 17MAY31	米ドル	99,032.61	97,371.19	0.03
1,265,000	CARMAX 2014-2D 2.58 16NOV20	米ドル	1,259,860.94	1,261,812.96	0.37
1,695,000	CARR 2007-HE1 A2 FRN 25JUN37	米ドル	1,374,714.42	1,379,261.92	0.40
650,000	CAS 2014-C04 1M1 FRN 25NOV24	米ドル	393,092.00	395,048.13	0.12
235,000	CGCMT 2012-GC8 A1 0.685 10SEP45	米ドル	83,572.96	83,911.48	0.02
350,000	CGCMT 2013-375X E WAC 10MAY35	米ドル	317,255.86	319,074.70	0.09
300,000	CHAIT 2013-A6 A6 FRN 15JUL20	米ドル	300,000.00	299,837.97	0.09
450,000	CMBS 2015-3BPX B FRN 10FEB35	米ドル	456,269.47	441,232.65	0.13
625,000	CMBS 2015-3BPX D FRN 10FEB35	米ドル	599,158.02	579,026.06	0.17
110,000	COMM 2013-CR10 A4 WAC 10AUG46	米ドル	113,294.40	118,840.26	0.03
100,000	COMM 2013-C11X C WAC 12AUG50	米ドル	97,358.66	105,315.31	0.03
100,000	COMM 2013-L13X B WAC 10AUG46	米ドル	102,998.67	110,329.15	0.03
300,000	COMM 2013-L13X C WAC 10AUG46	米ドル	308,384.58	318,899.76	0.09
160,000	COMM 2014-CR14 A4 4.236 10FEB47	米ドル	164,789.81	173,025.94	0.05
50,000	COMM 2014-UBS 2 AM 4.199 10MAR47	米ドル	51,497.31	52,679.90	0.02
50,000	COMM 2014-UBS2 B 4.701 10MAR47	米ドル	51,497.82	53,190.53	0.02
1,985,000	CSMC 2014-USAX D 4.3733 15SEP37	米ドル	1,999,858.11	1,911,468.65	0.56
480,000	CWALT 2004-18CB 4A1 5.5 25SEP34	米ドル	82,126.64	83,584.55	0.02

350,000	DBCCR 2014-ARCX C WAC 10JAN34	米ドル	355,450.07	365,473.40	0.11
1,300,000	DRIVE 2015-CX C 3.01 17MAY21	米ドル	1,299,786.02	1,289,617.03	0.38
975,000	DRIVE 2015-CX D 4.20 15SEP21	米ドル	974,968.41	971,288.86	0.28
1,800,000	DRIVE 2015-DX C 3.38 15NOV21	米ドル	1,799,909.10	1,797,445.62	0.53
500,000	DRVON 13 A FRN 22FEB21	ユーロ	466,201.08	423,624.10	0.12
150,000	ECARA 3 PLC CLASS A FRN 18MAR22	英ポンド	104,464.88	93,393.39	0.03
500,000	FNLC 2005-2 M1 FRN 25SEP35	米ドル	443,110.34	468,173.28	0.14

(*) 百分率で表示された純資産総額に対する時価比率

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

メロン・オフショア・ファンズ

投資有価証券明細表(続き) 2015年11月30日現在

世界スマート債券ファンド

額面	銘柄	通貨	取得原価	時価	比率*
I. 公認の証券取引所への上場が認められている、または他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券(続き)					
A. アセット・バック証券(続き)			米ドル	米ドル	%
255,000	FORDO 2013-C A4 1.25 15OCT18	米ドル	254,977.05	255,235.65	0.07
630,000	GAHR 2015-NRFX EFX FRN 15DEC19	米ドル	589,511.35	593,455.91	0.17
415,000	GAHR 2015-NRFX FFX FRN 15DEC19	米ドル	381,494.39	385,207.90	0.11
420,000	GSMS 2013-GC13 A1 1.206 10JUL46	米ドル	254,911.87	253,746.71	0.07
155,000	HAROT 2013-3 A3 0.77 15MAY17	米ドル	63,603.68	63,619.83	0.02
250,000	HART 2015-A C 1.98 15JUL20	米ドル	249,973.08	247,352.18	0.07
160,000	HILT 2013-HLTX DFX 4.4065 05NOV30	米ドル	160,799.84	159,818.54	0.05
100,000	JPMBB 2013-C14 C WAC 15AUG46	米ドル	94,270.80	101,073.40	0.03
225,000	JPMBB 2014-C24 B WAC 15NOV47	米ドル	231,749.55	230,908.57	0.07
405,000	JPMCC 2006-CB17 AM 5.464 12DEC43	米ドル	423,098.45	408,377.13	0.12
1,360,000	JPMCC 2006-LDP9 AM 5.372 15MAY47	米ドル	1,415,916.60	1,387,727.41	0.41
1,505,000	JPMCC 2007-LDPX AM WAC 15JAN49	米ドル	1,571,583.99	1,539,049.12	0.45
155,000	LBMLT 2004-1 M2 FRN 25FEB34	米ドル	14,164.26	13,950.68	0.00
1,725,000	LBUBS 2007-C7 AJ WAC 15SEP45	米ドル	1,797,032.23	1,784,870.78	0.52
190,000	MBART 2013-1 A4 1.13 15NOV19	米ドル	189,968.69	190,113.16	0.06
185,000	MLCFC 2007-9 AJ WAC 12SEP49	米ドル	180,606.25	184,798.35	0.05
230,000	MLMI 2005-A1 M1 WAC 25DEC34	米ドル	106,224.99	105,588.67	0.03
2,350,000	MLMT 2006-C1 AJ WAC 05DEC39	米ドル	2,356,242.19	2,358,828.01	0.69
1,680,000	MSC 2007-1Q14 WAC 15APR49	米ドル	1,763,203.71	1,730,844.02	0.51
1,105,000	MSC 2007-1Q15 AJ WAC 11JUN49	米ドル	1,082,900.00	1,103,891.46	0.32
380,000	MSM 2005-4A1 FRN 25MAR35	米ドル	42,919.98	42,723.05	0.01
80,000	POPLR 2006-D A2 FRN 25NOV46	米ドル	23,643.98	23,717.41	0.01
2,220,000	SDART 2013-3 D 2.42 15APR19	米ドル	2,225,318.76	2,220,664.00	0.65
800,000	SDART 2014-1 B 1.59 15OCT18	米ドル	803,312.50	800,354.08	0.23
1,530,000	SDART 2014-1 D 2.91 16MAR20	米ドル	1,542,833.69	1,538,872.47	0.45
650,000	SDART 2014-2 D 2.76 18FEB20	米ドル	652,031.25	648,604.39	0.19
600,000	SDART 2014-3 D 2.65 17AUG20	米ドル	603,093.75	600,069.90	0.18

1,080,000	SDART 2014-4 D 3.1 16NOV20	米ドル	1,084,489.26	1,084,024.73	0.32
1,375,000	SDART 2015-1 D 3.24 15APR21	米ドル	1,374,948.44	1,372,781.03	0.40
1,200,000	SDART 2015-2 D 3.02 15APR21	米ドル	1,197,523.44	1,176,222.48	0.34
325,000	SDART 2015-3 D 3.49 17MAY21	米ドル	327,437.50	323,745.44	0.09
1,900,000	SDART 2015-4 D 3.53 16AUG21	米ドル	1,899,308.40	1,895,670.66	0.56
1,050,000	SLFT 2014-AX A 2.41 15DEC22	米ドル	1,052,891.78	1,048,940.03	0.31
550,000	STACR 2014-HQ2 M1 FRN 25SEP24	米ドル	430,055.00	431,923.39	0.13
385,000	VNDO 2013-PENX A 3.808 13DEC29	米ドル	396,548.73	406,420.75	0.12
350,000	WBCMT 2006-C24 AJ WAC 15MAR45	米ドル	359,419.92	350,747.99	0.10
1,425,000	WBCMT 2006-C29 AJ WAC 15NOV48	米ドル	1,447,189.45	1,412,784.05	0.41
1,535,000	WBCMT 2007-C32 AJ WAC 15JUN49	米ドル	1,575,158.40	1,567,102.07	0.46
アセット・バック証券合計			61,402,061.58	61,016,950.73	17.84

(*) 百分率で表示された純資産総額に対する時価比率

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

メロン・オフショア・ファンズ

投資有価証券明細表(続き) 2015年11月30日現在

世界スマート債券ファンド

額面	銘柄	通貨	取得原価	時価	比率*
I. 公認の証券取引所への上場が認められている、または他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券(続き)					
B. 債券					
			米ドル	米ドル	%
950,000	ABJA INVESTMENT CO 5.95 31JUL24	米ドル	966,707.05	829,908.60	0.24
1,775,000	ABN AMRO BANK NV 4.25 02FEB17 REGS	米ドル	1,885,350.05	1,830,458.10	0.54
1,925,000	ABN AMRO BANK NV 4.75 28JUL25 REGS	米ドル	1,919,841.00	1,932,613.38	0.57
725,000	AES CORP 7.375 01JUL21	米ドル	802,570.58	744,937.50	0.22
670,000	ALCATEL LUCENT US 6.45 15MAR29	米ドル	698,561.34	686,750.00	0.20
855,000	ALLY FINANCIAL INC 3.5 27JAN19	米ドル	849,326.18	848,587.50	0.25
855,000	ALTICE SA 7.75 15MAY22 REGS	米ドル	837,451.67	797,287.50	0.23
895,000	AMERICAN INTL GP 4.875 01JUN22	米ドル	1,003,073.20	976,058.36	0.29
20,575,000	AUSTRALIAN GVT 3.25 21APR25 SER 139	豪ドル	15,860,995.54	15,270,195.64	4.47
18,500,000	AUSTRALIAN GVT 3.25 21OCT18 SER141	豪ドル	14,892,478.12	13,739,776.46	4.02
465,000	BAE SYSTEMS HOLD 3.8 07OCT24 REGS	米ドル	464,848.20	464,702.87	0.14
1,450,000	BANCO NAC COMERC 4.375 14OCT25 REGS	米ドル	1,445,925.50	1,437,312.50	0.42
1,300,000	BBVA SUB CAPITAL UNIPER FRN 11APR24	ユーロ	1,535,445.41	1,429,867.74	0.42
475,000	BECTON DICKINSON CO 3.734 15DEC24	米ドル	487,650.40	483,314.40	0.14
1,675,000	BRANCH BANK AND TRUST 3.625 16SEP25	米ドル	1,673,877.75	1,691,085.03	0.50
3,425,000	BRAZIL FED REP OF 5 27JAN45	米ドル	2,622,434.50	2,568,750.00	0.75
795,000	CALPINE CORP 5.375 15JAN23	米ドル	804,774.70	743,325.00	0.22
5,090,000	CANADA GOVT OF 1.5 01MAR20	カナダ・ドル	4,143,589.55	3,907,674.89	1.14
2,320,000	CANADA GOVT OF 3.5 01DEC45	カナダ・ドル	2,516,245.79	2,181,256.15	0.64
825,000	CELGENE CORP 5 15AUG45	米ドル	823,641.36	824,367.23	0.24
1,300,000	CITIGROUP INC 4.4 10JUN25	米ドル	1,294,696.00	1,323,770.50	0.39

850,000	CITIGROUP INC 4.65 30JUL45	米ドル	848,767.50	864,402.40	0.25
625,000	CLEAR CHANNEL WORLD 7.625 15MAR20 B	米ドル	655,909.09	606,250.00	0.18
1,150,000	CODELCO INC 4.5 16SEP25 REGS	米ドル	1,132,267.00	1,101,840.30	0.32
130,000	CONTINENTAL RESOURCES 5 15SEP22	米ドル	128,961.43	114,075.00	0.03
260,000	DEUTSCHE ANN FIN BV 3.2 20CT17 REGS	米ドル	263,913.00	262,991.56	0.08
750,000	DEUTSCHLAND BUNDESREP 2.5 15AUG46	ユーロ	1,031,671.91	1,025,410.54	0.30
850,000	DIGICEL LIMITED 6 15APR21 REGS	米ドル	819,793.75	758,625.00	0.22
700,000	DYNEGY INC 7.375 01NOV22	米ドル	744,070.98	677,250.00	0.20
525,000	ENEL SPA 4.875 20FEB18 SER0000	ユーロ	727,246.43	610,435.16	0.18
61,900,000	EUROPEAN INV BK 1.4 20JUN17 INTL	日本円	660,175.79	515,367.51	0.15
1,825,000	FORD MOTOR CREDIT CO LLC 3 12JUN17	米ドル	1,878,271.55	1,846,898.18	0.54
2,475,000	FRANCE (OAT) 1.75 25NOV24	ユーロ	2,908,493.58	2,878,891.25	0.84
12,515,000	FRANCE (OAT) 2.25 25MAY24	ユーロ	15,523,395.97	15,137,720.64	4.43
4,475,000	FRANCE (OAT) 3.50 25APR20	ユーロ	5,809,156.18	5,483,985.95	1.61
180,000	FREEMPORT MCMORAN 3.875 15MAR23	米ドル	172,736.00	121,050.00	0.04
200,000	FRONTIER COMM 8.875 15SEP20 REGS	米ドル	200,000.00	200,500.00	0.06
90,000	FRONTIER COMM 9.25 01JUL21	米ドル	94,950.00	87,750.00	0.03
500,000	FRONTIER COMMUNICATIONS 8.5 15APR20	米ドル	525,013.89	498,750.00	0.15
1,635,000	GENERAL MOTORS CO 5.2 01APR45	米ドル	1,732,046.45	1,569,049.01	0.46
900,000	GENERAL MOTORS FIN CO 3.1 15JAN19	米ドル	899,586.00	898,925.40	0.26
525,000	GENESIS ENERGY LP 6.75 01AUG22	米ドル	517,585.75	490,455.00	0.14
330,000	GLENCORE FUNDING LLC 4 16APR25 REGS	米ドル	308,640.09	242,137.50	0.07
810,000	GOLDMAN SACHS GP INC 4.25 21OCT25	米ドル	804,330.00	812,216.16	0.24
1,100,000	HJ HEINZ CO 2 30JUN23	ユーロ	1,222,979.26	1,188,202.93	0.35
850,000	HP ENTERPRISE CO 6.35 15OCT45 REGS	米ドル	843,102.50	812,417.25	0.24

(*) 百分率で表示された純資産総額に対する時価比率

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

メロン・オフショア・ファンズ

投資有価証券明細表(続き)

2015年11月30日現在

世界スマート債券ファンド

額面	銘柄	通貨	取得原価	時価	比率*
I. 公認の証券取引所への上場が認められている、または他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券(続き)					
B. 債券(続き)			米ドル	米ドル	%
1,400,000	HSBC HOLDINGS PLC 4.25 18AUG25	米ドル	1,388,520.00	1,408,450.40	0.41
775,000	HUB INTERNAT LDT 7.875 01OCT21 REGS	米ドル	794,375.00	745,937.50	0.22
2,280,000	HUNGARIAN DVPT BK 6.25 21OCT20 REGS	米ドル	2,522,881.25	2,529,774.00	0.74
1,725,000	ICELAND REP OF 4.875 16JUN16 REGS	米ドル	1,803,725.15	1,759,453.43	0.52
1,400,000	ICELAND REP OF 5.875 11MAY22 REGS	米ドル	1,610,000.00	1,594,782.00	0.47
500,000	INTL GAME TECHNO 4.125 15FEB20 REGS	ユーロ	562,967.39	535,384.56	0.16
675,000	INTL GAME TECHNO 4.75 15FEB23 REGS	ユーロ	737,595.67	691,359.92	0.20
1,740,000	IRISH REPUBLIC 3.4 18MAR24	ユーロ	2,361,429.59	2,218,652.64	0.66
855,000	IRISH TREASURY 2 18FEB45 SERIES 30Y	ユーロ	947,476.24	884,728.45	0.26
710,000	IRISH TREASURY 2.40 15MAY30	ユーロ	891,751.68	834,618.79	0.24

12,415,000	ITALY REPUBLIC OF 1.05 01DEC19	ユーロ	14,287,369.40	13,518,348.99	3.96
11,155,000	ITALY REPUBLIC OF 2.35 15SEP24	ユーロ	14,035,467.99	13,981,242.60	4.10
2,845,000	ITALY REPUBLIC OF 2.6 15SEP23	ユーロ	4,129,947.12	4,101,767.83	1.20
1,430,000	ITALY REPUBLIC OF 4.75 01SEP44	ユーロ	2,320,030.49	2,188,567.74	0.64
1,265,900,000	JAPAN GOVT OF 1.7 20SEP44 SER44	日本円	11,172,262.19	11,119,696.30	3.26
1,465,000	JPMORGAN CHASE AND CO 3.875 10SEP24	米ドル	1,479,595.07	1,472,370.42	0.43
2,000,000	JPMORGAN CHASE AND CO 4.25 01OCT27	米ドル	1,993,100.00	2,011,964.00	0.59
5,700,000	KFW 1.125 16NOV18	米ドル	5,692,305.00	5,651,145.30	1.66
158,000,000	KFW 2.05 16FEB26	日本円	1,723,913.21	1,523,344.20	0.45
3,780,000	KINGDOM OF MOROCCO 3.5 19JUN24	ユーロ	4,622,983.59	4,007,531.87	1.17
1,230,000	KINGDOM OF MOROCCO 4.5 05OCT20	ユーロ	1,704,886.48	1,408,101.04	0.41
8,300,000,000	KOREA TREASURY 2.25 10JUN25 SER2506	韓国ウォン	7,463,646.83	7,225,389.49	2.12
700,000	MORGAN STANLEY 4.00 23JUL25 GMTN	米ドル	701,291.00	727,108.20	0.21
1,420,000	MOROCCO KINGDOM 4.25 11DEC22 REGS	米ドル	1,461,430.00	1,398,007.04	0.41
3,280,000	NETHERLANDS GOVT 1.25 15JAN19	ユーロ	4,093,486.83	3,635,742.47	1.07
190,000	NEWFIELD EXPLORATION 5.375 01JAN26	米ドル	191,838.71	172,900.00	0.05
700,000	NRG ENERGY INC 6.25 01MAY24	米ドル	701,137.50	631,750.00	0.19
425,000	NRG ENERGY INC 6.25 15JUL22	米ドル	434,562.50	392,062.50	0.11
425,000	PERNOD RICARD SA 5.5 15JAN42 REGS	米ドル	484,137.08	435,596.95	0.13
525,000	PERU REPUBLIC OF 2.75 30JAN26	ユーロ	579,798.42	553,825.58	0.16
800,000	PERU REPUBLIC OF 4.125 25AUG27	米ドル	798,128.00	796,000.00	0.23
2,600,000	POLAND REPUBLIC 1.5 09SEP25	ユーロ	2,902,376.22	2,830,944.12	0.83
800,000	QUICKEN LOANS INC 5.75 01MAY25 REGS	米ドル	778,400.00	772,000.00	0.23
1,649,000	RABOBANK NED FRN 26MAY26	ユーロ	1,980,048.13	1,773,172.62	0.52
1,000,000	RABOBANK NED 3.375 19JAN17	米ドル	1,055,046.15	1,024,266.00	0.30
1,050,000	REP OF VIETNAM 4.8 19NOV24 REGS	米ドル	1,080,460.00	1,013,250.00	0.30
920,000	ROYAL BK OF SCOTLAND PLC 6 19DEC23	米ドル	1,006,185.24	996,810.80	0.29
725,000	SERBIA REPUBLIC 7.25 28SEP21 REGS	米ドル	834,422.95	828,312.50	0.24
460,000	SINCLAIR TELE 5.625 01AUG24 REGS	米ドル	455,562.50	449,650.00	0.13
6,650,000	SINGAPORE GVT 3 01SEP24	シンガポール・ドル	5,092,050.03	4,911,451.72	1.44
725,000	SLOVENIA REPUBLIC 5.25 18FEB24 REGS	米ドル	816,650.00	806,446.50	0.24
1,330,000	SOCIETE GENERALE 2.75 12OCT17	米ドル	1,365,273.70	1,351,854.56	0.40
1,480,000	SOUTHWESTERN ENERGY 4.95 23JAN25	米ドル	1,514,426.95	1,219,969.92	0.36
1,810,000	SPAIN KINGDOM OF 1.40 31JAN20	ユーロ	2,081,357.38	1,994,213.50	0.58
1,850,000	SPAIN KINGDOM OF 5.75 30JUL32	ユーロ	3,046,526.88	2,923,353.02	0.86
975,000	SRI LANKA REP 6.85 03NOV25 REGS	米ドル	975,000.00	954,135.00	0.28

(*) 百分率で表示された純資産総額に対する時価比率

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

メロン・オフショア・ファンズ

投資有価証券明細表(続き)

2015年11月30日現在

世界スマート債券ファンド

額面	銘柄	通貨	取得原価	時価	比率*
----	----	----	------	----	-----

I. 公認の証券取引所への上場が認められている、または他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券(続き)

B. 債券(続き)			米ドル	米ドル	%
715,000	SUNOCO LOGISTICS PART 5.35 15MAY45	米ドル	767,046.50	555,876.75	0.16
19,265,000	SWEDEN KINGDOM OF 5 01DEC20 SER1047	スウェーデン・ クローナ	3,151,858.54	2,744,723.51	0.80
395,000	T-MOBILE USA INC 6 01MAR23	米ドル	397,400.00	395,987.50	0.12
790,000	UNITED KINGDOM 3.25 22JAN44	英債券	1,414,625.50	1,357,538.41	0.40
4,090,000	UNITED KINGDOM 4.25 07DEC40	英債券	8,139,899.38	8,128,125.94	2.38
7,400,000	US T NOTE INFL LKD 0.375 15JUL25	米ドル	7,335,623.34	7,267,109.98	2.13
1,295,000	US T-BILL 0.00 11FEB16	米ドル	1,293,592.41	1,294,605.03	0.38
45,000	US T-BILL 0.00 31MAR16	米ドル	44,987.80	44,965.58	0.01
10,265,000	US T-BOND 2.5 15FEB45	米ドル	9,163,491.86	9,230,082.70	2.70
15,720,000	US T-NOTE 0.375 31JAN16	米ドル	15,728,734.29	15,724,904.71	4.61
7,250,000	US TREASURY NOTE INFL 0.125 15APR20	米ドル	7,343,103.82	7,310,158.11	2.14
900,000	VOLKSWAGEN GP AM 1.25 23MAY17 REGS	米ドル	872,691.00	868,821.30	0.25
750,000	VOLKSWAGEN IN FI 2.375 22MAR17 REGS	米ドル	743,551.50	743,621.25	0.22
885,000	VRX ESCROW CORP 4.5 15MAY23 REGS	ユーロ	944,651.77	779,003.88	0.23
325,000	WALGREENS BOOTS 3.8 18NOV24	米ドル	315,279.25	319,882.55	0.09
1,000,000	WELLS FARGO AND CO 2.625 15DEC16	米ドル	1,034,687.75	1,017,040.00	0.30
1,065,000	WEST CORP 5.375 15JUL22 REGS	米ドル	1,011,616.87	963,825.00	0.28
525,000	21ST CENTURY FOX A 3.7 15OCT25 REGS	米ドル	523,745.25	524,971.65	0.15
債券合計			276,884,960.33	266,794,274.41	78.18
C. 中期債券			米ドル	米ドル	%
3,000,000	EIB 1.25 05NOV20 REGS EMTN	カナダ・ドル	2,270,752.95	2,219,335.09	0.65
600,000	IBERDROLA INTL BV 3 31JAN22 EMTN	ユーロ	800,224.26	710,003.36	0.21
1,035,000	LLOYDS BANK PLC 2.75 09DEC18 EMTN	英債券	1,668,526.39	1,590,657.32	0.47
880,000	LLOYDS BANK PLC 4.625 02FEB17 EMTN	ユーロ	1,191,964.23	979,668.23	0.29
765,000	PRUDENTIAL FIN IN 5.375 21JUN20 MTN	米ドル	876,250.25	855,631.08	0.25
1,200,000	RABOBANK NEDERL 3.875 20APR16 EMTN	ユーロ	1,481,084.76	1,287,854.46	0.38
1,200,000	SANTANDER INTL DEBT 4 27MAR17 EMTN	ユーロ	1,528,176.64	1,329,847.65	0.39
1,900,000	SOCIETE GENERALE 2.375 28FEB18 EMTN	ユーロ	2,339,154.96	2,104,587.44	0.62
500,000	TELECOM ITALIA 6.375 24JUN19 EMTN	英債券	856,674.50	828,301.24	0.24
600,000	TELEFONICA EMISIO SAU 3.961 26MAR21	ユーロ	845,527.62	721,153.32	0.21
1,315,000	WELLS FARGO AND CO 4.3 22JUL27	米ドル	1,315,259.05	1,347,704.05	0.39
中期債券合計			15,173,595.61	13,974,743.24	4.10
投資有価証券合計			353,460,617.52	341,785,968.38	100.12

(*) 百分率で表示された純資産総額に対する時価比率

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

メロン・オフショア・ファンズ

投資有価証券分類表

未監査

世界スマート債券ファンド

投資有価証券の国別および業種別分類

国名	業種	比率(%)*
米国		
	保険および年金基金以外のその他金融サービス事業 (他に分類されないもの)	20.16
	行政および防衛；強制的社会保障	11.98
	持株会社の事業	2.85
	電気、ガス、空調設備供給	0.94
	電気通信	0.77
	原油および天然ガスの採掘	0.58
	コンピューター、電子・光学製品の製造	0.58
	その他の金融仲介機関	0.50
	自動車、トレーラーおよびセミトレーラーの製造	0.46
	食品の製造	0.35
	基礎的な化学薬品および医薬品の製造	0.24
	番組および放送事業	0.18
	出版事業	0.15
	他の輸送機器の製造	0.14
	自動車およびオートバイ以外の小売業	0.09
	金属鉱石の採鉱	0.04
		40.01
イタリア		
	行政および防衛；強制的社会保障	9.90
	電気通信	0.24
	電気、ガス、空調設備供給	0.18
		10.32
オーストラリア		
	行政および防衛；強制的社会保障	8.49
		8.49
フランス		
	行政および防衛；強制的社会保障	6.88
	その他の金融仲介機関	1.02
	飲料の製造	0.13
		8.03
イギリス		
	行政および防衛；強制的社会保障	2.78

保険および年金基金以外のその他金融サービス事業 (他に分類されないもの)	1.09
その他の金融仲介機関	0.76
	4.63
オランダ	
その他の金融仲介機関	2.31
行政および防衛；強制的社会保障	1.07
保険および年金基金以外のその他金融サービス事業 (他に分類されないもの)	0.51
	3.89

(*) 百分率で表示された純資産総額に対する時価比率

メロン・オフショア・ファンズ

投資有価証券分類表(続き)	未監査
---------------	-----

世界スマート債券ファンド

投資有価証券の国別および業種別分類(続き)		
国名	業種	比率(%)*
日本	行政および防衛；強制的社会保障	3.26
		3.26
ドイツ	その他の金融仲介機関	2.11
	行政および防衛；強制的社会保障	0.30
	保険および年金基金以外のその他金融サービス事業(他に分類されないもの)	0.12
		2.53
スペイン	行政および防衛；強制的社会保障	1.44
	保険および年金基金以外のその他金融サービス事業(他に分類されないもの)	1.02
		2.46
韓国	行政および防衛；強制的社会保障	2.12
		2.12

カナダ		
	行政および防衛；強制的社会保障	1.78
	基礎的な化学薬品および医薬品の製造	0.23
		2.01
モロッコ		
	行政および防衛；強制的社会保障	1.99
		1.99
シンガポール		
	行政および防衛；強制的社会保障	1.44
	保険および年金基金以外のその他金融サービス事業（他に分類されないもの）	0.24
		1.68
アイルランド		
	行政および防衛；強制的社会保障	1.15
		1.15
ルクセンブルグ		
	治外法権組織体の活動	0.80
	電気通信	0.23
		1.03

（*）百分率で表示された純資産総額に対する時価比率

メロン・オフショア・ファンズ

投資有価証券分類表（続き）	未監査
---------------	-----

世界スマート債券ファンド

投資有価証券の国別および業種別分類（続き）		
国名	業種	比率(%)*
アイスランド		
	行政および防衛；強制的社会保障	0.99
		0.99
ポーランド		
	行政および防衛；強制的社会保障	0.83
		0.83
スウェーデン		
	行政および防衛；強制的社会保障	0.80
		0.80

ブラジル		
	行政および防衛；強制的社会保障	0.75
		0.75
ハンガリー		
	その他の金融仲介機関	0.74
		0.74
メキシコ		
	その他の金融仲介機関	0.42
		0.42
ペルー		
	行政および防衛；強制的社会保障	0.39
		0.39
チリ		
	金属鉱石の採鉱	0.32
		0.32
ベトナム		
	行政および防衛；強制的社会保障	0.30
		0.30
スリランカ		
	行政および防衛；強制的社会保障	0.28
		0.28
スロベニア		
	行政および防衛；強制的社会保障	0.24
		0.24

(*) 百分率で表示された純資産総額に対する時価比率

メロン・オフショア・ファンズ

投資有価証券分類表(続き)	未監査
---------------	-----

世界スマート債券ファンド

投資有価証券の国別および業種別分類(続き)		
国名	業種	比率(%)*
セルビア		
	行政および防衛；強制的社会保障	0.24
		0.24
バミューダ諸島		

電気通信	0.22
	0.22
投資有価証券合計	100.12

(*) 百分率で表示された純資産総額に対する時価比率

2【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は2016年 8月31日現在です。

【新生・世界スマート債券ファンド 1502】

【純資産額計算書】

資産総額	8,725,181,088円
負債総額	12,877,170円
純資産総額（ - ）	8,712,303,918円
発行済口数	8,833,242,956口
1口当たり純資産額（ / ）	0.9863円

（参考）

新生 ショートターム・マザーファンド

純資産額計算書

資産総額	248,014,185円
負債総額	131円
純資産総額（ - ）	248,014,054円
発行済口数	243,644,507口
1口当たり純資産額（ / ）	1.0179円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

（1）名義書換

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行なわないものとします。

（2）受益者に対する特典

該当事項はありません。

（3）譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

受益権の譲渡

- ・受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ・前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている

振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(5) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

(6) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に支払います。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（1）資本金の額等

平成28年8月末現在の委託会社の資本金の額：	495,000,000円
委託会社が発行する株式総数：	39,600株
発行済株式総数：	9,900株
最近5年間における資本金の額の増減：	該当事項なし

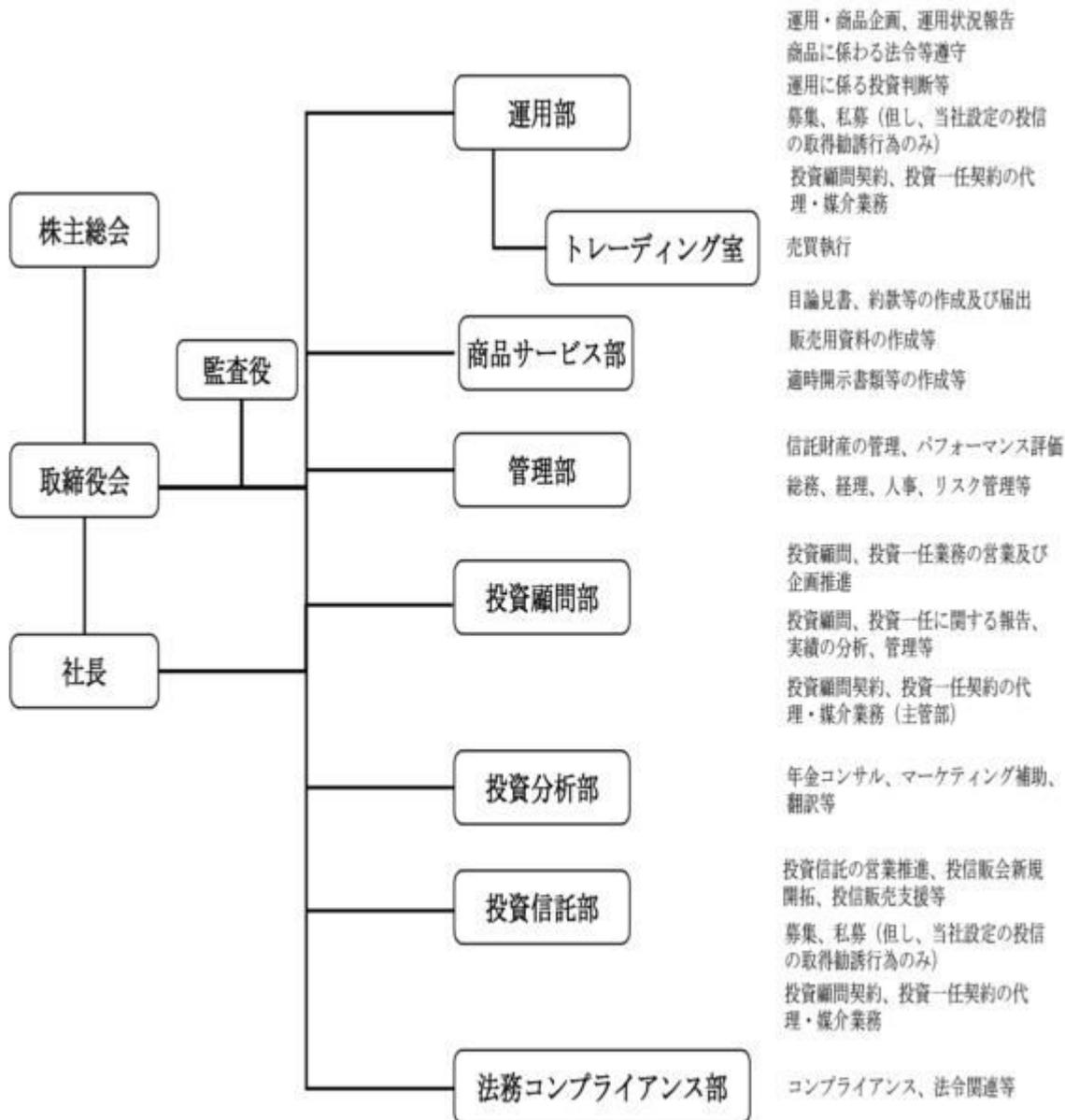
（2）会社の機構

当社業務執行の基本方針を決定する機関として取締役会は10名以内の取締役で構成されます。取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役会はその決議をもって、代表取締役を選定します。また、取締役会はその決議をもって、取締役社長1名を選定し、必要に応じて取締役会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができます。

取締役会は、営業の基本方針その他法令もしくは定款の定め、株主総会の決議により付議しなければならない事項を評議し、決定します。監査役は、委託会社の会計監査および業務監査を行います。代表取締役は、当会社を代表し、全般の業務執行について指揮監督し、各部責任者は、代表取締役の指揮統括のもと、所属員を指揮監督し、部の業務を統括します。

* 委託会社の業務運営の組織体系は以下の通りです。



（3）投資運用の意思決定機構

投資政策委員会は、社長、取締役（非常勤取締役を除く）、運用部長、管理部長、コンプライアンス・オフィサーおよび投資政策委員会が選任した者をもって構成し、投資信託の運用に関わる審議事項については投資信託部長および商品サービス部長、投資顧問の運用に関わる審議事項については投資顧問部長がこれに加わります。

運用部は、投資政策委員会で決定された運用の基本方針に基づいた具体的な運用計画を策定し、これに基づき投資判断を行います。また、それに付随する経済情勢、市場動向に関する調査、運用リスクおよびポートフォリオの分析等を行います。

上記体制は平成28年8月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業務および第二種金融商品取引業に係る業務を行っています。

平成28年8月末日現在、委託会社の運用する証券投資信託の本数は合計52本（追加型投資信託22本、単体型投資信託30本）であり、純資産の総額は192,924百万円（百万円未満切捨）です。

3【委託会社等の経理状況】

(1) 財務諸表の作成方法について

委託会社である新生インベストメント・マネジメント株式会社（以下「当社」という）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」（以下「財務諸表等規則」という）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づき作成されております。

なお、財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

(2) 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第15期事業年度（自平成27年4月1日 至平成28年3月31日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

財務諸表

(1) 【貸借対照表】

期 別		第14期 (平成27年3月31日現在)		第15期 (平成28年3月31日現在)	
科目	注記 番号	金額(千円)		金額(千円)	
(資産の部)					
流動資産					
預金	2	719,681		687,436	
前払費用		9,319		8,861	
未収還付法人税等	2	557		-	
未収委託者報酬		252,203		303,876	
未収運用受託報酬		14,864		12,264	
未収収益		4,631		3,817	
立替金		8,320		7,776	
流動資産計		1,009,579		1,024,033	
固定資産					
有形固定資産					
建物	1	34,358		31,934	
器具備品	1	1,514		2,468	
建設仮勘定		-		116	
投資その他の資産		44,119		44,119	
差入保証金	2	44,119		44,119	
固定資産計		79,991		78,639	
資産合計		1,089,570		1,102,672	

期 別		第14期 (平成27年3月31日現在)		第15期 (平成28年3月31日現在)	
科目	注記 番号	金額(千円)		金額(千円)	
(負債の部)					
流動負債					

未払金			181,346		206,117
未払手数料	2	129,714		153,353	
その他未払金	2	51,632		52,763	
未払費用			13,902		9,114
未払法人税等			1,322		2,113
未払消費税等			19,067		13,063
賞与引当金			29,283		30,889
役員賞与引当金			5,400		3,000
預り金			5,456		3,653
流動負債計			255,778		267,952
固定負債					
資産除去債務			29,094		29,697
繰延税金負債			7,120		6,412
固定負債計			36,214		36,110
負債合計			291,992		304,062
(純資産の部)					
株主資本					
資本金			495,000		495,000
利益剰余金					
その他利益剰余金					
繰越利益剰余金		302,578		303,609	
利益剰余金合計			302,578		303,609
株主資本合計			797,578		798,609
純資産合計			797,578		798,609
負債・純資産合計			1,089,570		1,102,672

(2) 【損益計算書】

期 別		第14期 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	第15期 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
科目	注記 番号	金額(千円)	金額(千円)
営業収益			
委託者報酬		1,188,825	1,295,803
運用受託報酬		79,093	54,692
その他営業収益		19,139	16,599
営業収益計		1,287,058	1,367,095
営業費用			
支払手数料	1	656,495	695,078
広告宣伝費		39,245	26,744
公告費		600	600
調査費			
図書費		322	333
調査費		202,700	192,213
委託計算費		18,944	20,504

営業雑経費					
通信費		800		865	
印刷費		23,277		11,080	
協会費		2,245		2,183	
その他営業雑経費		7,604		8,592	
営業費用計			952,236		958,195
一般管理費					
給料					
役員報酬		38,880		37,350	
給料・手当		164,896		173,312	
賞与		-		5,909	
賞与引当金繰入額		24,399		30,889	
役員賞与引当金繰入額		5,400		3,000	
退職給付費用		28,123		29,659	
交際費		505		266	
旅費交通費		7,351		7,002	
租税公課		3,564		4,175	
不動産賃借料		44,119		44,119	
固定資産減価償却費		3,229		3,258	
資産除去債務利息費用		591		603	
諸経費		63,907		69,374	
一般管理費計			384,968		408,922
営業利益又は営業損失()			50,146		22
営業外収益					
受取利息	1	74		48	
役員賞与引当金戻入益		-		3,075	
雑収入		14		50	
営業外収益計			88		3,174
営業外費用					
為替差損		333		518	
雑損失		3		3	
営業外費用計			336		522
経常利益又は経常損失()			50,394		2,629
特別損失					
固定資産除却損		24		0	
特別損失計			24		0
税引前当期純利益又は税引前当期純損失()			50,419		2,629
法人税、住民税及び事業税	1	255		2,305	
法人税等調整額		1,392	1,648	707	1,598
当期純利益又は当期純損失()			48,770		1,030

(3) 【株主資本等変動計算書】

第14期(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本				純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本合計	
		その他利益剰余金	利益剰余金合計		
	繰越利益剰余金				
当期首残高	495,000	351,349	351,349	846,349	846,349
当期変動額					

当期純損失()		48,770	48,770	48,770	48,770
当期変動額合計		48,770	48,770	48,770	48,770
当期末残高	495,000	302,578	302,578	797,578	797,578

第15期(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本				純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本合計	
		その他利益剰余金	利益剰余金合計		
		繰越利益剰余金			
当期首残高	495,000	302,578	302,578	797,578	797,578
当期変動額					
当期純利益		1,030	1,030	1,030	1,030
当期変動額合計		1,030	1,030	1,030	1,030
当期末残高	495,000	303,609	303,609	798,609	798,609

〔重要な会計方針〕

項 目	内 容
1. 固定資産の減価償却の方法	有形固定資産 定率法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 8～38年 器具備品 4～20年
2. 引当金の計上基準	賞与引当金及び役員賞与引当金 従業員及び役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、事業年度末における支給見込額に基づき当事業年度負担額を計上しております。
3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、当事業年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。 連結納税制度の適用 親会社である株式会社新生銀行を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。

〔注記事項〕

(貸借対照表関係)

第14期 (平成27年3月31日現在)	第15期 (平成28年3月31日現在)
------------------------	------------------------

<p>1. 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p>建物 14,018千円</p> <p>器具備品 11,055千円</p> <p>2. 関係会社に対する資産及び負債</p> <p>預金 385,080千円</p> <p>差入保証金 44,119千円</p> <p>未払手数料 65,673千円</p> <p>未収還付法人税等 545千円</p> <p>当該金額は、連結法人税額のうち連結納税親会社から収受する金額であります。</p>	<p>1. 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p>建物 16,441千円</p> <p>器具備品 9,760千円</p> <p>2. 関係会社に対する資産及び負債</p> <p>預金 271,532千円</p> <p>差入保証金 44,119千円</p> <p>未払手数料 96,717千円</p> <p>その他未払金 1,804千円</p> <p>当該金額は、連結法人税額の当社の個別帰属額であり、連結納税親会社へ支払う金額であります。</p>
---	--

(損益計算書関係)

第14期 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	第15期 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
<p>1. 関係会社との取引</p> <p>支払手数料 347,741千円</p> <p>受取利息 74千円</p> <p>法人税、住民税及び事業税 545千円</p> <p>当該金額は、連結法人税額のうち、当社の個別帰属額であり、連結納税親会社から収受する金額であります。</p>	<p>1. 関係会社との取引</p> <p>支払手数料 408,701千円</p> <p>受取利息 48千円</p> <p>法人税、住民税及び事業税 1,804千円</p> <p>当該金額は、連結法人税額のうち、当社の個別帰属額であり、連結納税親会社へ支払う金額であります。</p>

(株主資本等変動計算書関係)

第14期 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	第15期 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)																				
発行済株式に関する事項	発行済株式に関する事項																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>株式の種類</th> <th>当事業 年度期首</th> <th>増加</th> <th>減少</th> <th>当事業 年度末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通株式(株)</td> <td style="text-align: center;">9,900</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">9,900</td> </tr> </tbody> </table>	株式の種類	当事業 年度期首	増加	減少	当事業 年度末	普通株式(株)	9,900			9,900	<table border="1"> <thead> <tr> <th>株式の種類</th> <th>当事業 年度期首</th> <th>増加</th> <th>減少</th> <th>当事業 年度末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通株式(株)</td> <td style="text-align: center;">9,900</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">9,900</td> </tr> </tbody> </table>	株式の種類	当事業 年度期首	増加	減少	当事業 年度末	普通株式(株)	9,900			9,900
株式の種類	当事業 年度期首	増加	減少	当事業 年度末																	
普通株式(株)	9,900			9,900																	
株式の種類	当事業 年度期首	増加	減少	当事業 年度末																	
普通株式(株)	9,900			9,900																	

(リース取引関係)

第14期 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	第15期 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(金融商品関係)

第14期(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

1. 金融商品の状況に対する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託委託業務及び投資顧問業務などの金融サービス事業を行っております。これらの事業を行うため、親会社である株式会社新生銀行からの出資により資金調達をしております。

また、資金運用については、短期的な預金等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びに金融商品に係るリスク管理体制

当社が保有する金融資産である預金及び差入保証金は、預入先の金融機関の信用リスクに晒されておりますが、外部格付機関による格付を定期的に確認することで信用リスクを管理しております。未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、当社が受託銀行に対して運用指図を行う信託財産より支弁され、当社は当該信託財産の内容を把握しており、当該信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクは僅少であると認識しております。なお、信託財産外より支払われる未収運用受託報酬については、外部格付機関による格付を定期的に確認することで信用リスクを管理しております。

また、金融負債である未払手数料及びその他未払金は、1年以内に支払期日が到来するものであり、運転資金の状況を把握することにより流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 貸借対照表計上額、時価及びその差額

平成27年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
預金	719,681	719,681	-
未収委託者報酬	252,203	252,203	-
未収運用受託報酬	14,864	14,864	-
差入保証金	44,119	35,130	8,989
資産計	1,030,869	1,021,879	8,989
未払手数料	129,714	129,714	-
その他未払金	51,632	51,632	-
負債計	181,346	181,346	-

(2) 時価の算定方法

資 産

預金

保有している満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

未収委託者報酬

未収委託者報酬については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

未収運用受託報酬

未収運用受託報酬については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

差入保証金

差入保証金については、使用見込期間に基づいて算出した将来キャッシュ・フローを対応するリスクフリー・レートで割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

未払手数料

未払手数料については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

その他未払金

その他未払金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。また、当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合には、当該価額が異なる場合もあります。

(4) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	5年超
預金	719,681	-
未収委託者報酬	252,203	-
未収運用受託報酬	14,864	-
差入保証金	-	44,119
合計	986,749	44,119

第15期（自平成27年4月1日 至平成28年3月31日）

1. 金融商品の状況に対する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託委託業務及び投資顧問業務などの金融サービス事業を行っております。これらの事業を行うため、親会社である株式会社新生銀行からの出資により資金調達をしております。

また、資金運用については、短期的な預金等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びに金融商品に係るリスク管理体制

当社が保有する金融資産である預金及び差入保証金は、預入先の金融機関の信用リスクに晒されておりますが、外部格付機関による格付を定期的に確認することで信用リスクを管理しております。未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、当社が受託銀行に対して運用指図を行う信託財産より支弁され、当社は当該信託財産の内容を把握しており、当該信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクは僅少であると認識しております。なお、信託財産外より支払われる未収運用受託報酬については、外部格付機関による格付を定期的に確認することで信用リスクを管理しております。

また、金融負債である未払手数料及びその他未払金は、1年以内に支払期日が到来するものであり、運転資金の状況を把握することにより流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 貸借対照表計上額、時価及びその差額

平成28年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
預金	687,436	687,436	-
未収委託者報酬	303,876	303,876	-
未収運用受託報酬	12,264	12,264	-
差入保証金	44,119	40,904	3,215
資産計	1,047,697	1,044,481	3,215
未払手数料	153,353	153,353	-
その他未払金	52,763	52,763	-
負債計	206,117	206,117	-

(2) 時価の算定方法

資 産
預金

保有している満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

未収委託者報酬

未収委託者報酬については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

未収運用受託報酬

未収運用受託報酬については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

差入保証金

差入保証金については、使用見込期間に基づいて算出した将来キャッシュ・フローを対応するリスクフリー・レートで割り引いた現在価値により算定しております。

負債

未払手数料

未払手数料については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

その他未払金

その他未払金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。また、当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合には、当該価額が異なる場合もあります。

(4) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	5年超
預金	687,436	-
未収委託者報酬	303,876	-
未収運用受託報酬	12,264	-
差入保証金	-	44,119
合計	1,003,577	44,119

(有価証券関係)

第14期 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)	第15期 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

第14期 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)	第15期 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)
当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。	当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

(セグメント情報等)

第14期 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	第15期 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)																
<p>1. セグメント情報 当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。</p> <p>2. 関連情報</p> <p>(1) サービスごとの情報 資産運用業区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。</p> <p>(2) 地域ごとの情報 営業収益 本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。 有形固定資産 本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の100%であるため、記載を省略しております。</p> <p>(3) 主要な顧客ごとの情報 (単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">エマージング・ カレンシー・ 債券ファンド (毎月分配型)</th> <th style="text-align: center;">新生・UTI インドファンド</th> <th style="text-align: center;">アメリカン・ ドリーム ・ファンド</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>営業収益</td> <td style="text-align: right;">389,461</td> <td style="text-align: right;">283,257</td> <td style="text-align: right;">215,017</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 当社は、投資信託委託会社として、約款に基づき投資信託財産から委託者報酬を得ております。そのため、投資信託からの営業収益については当該投資信託を顧客として開示していません。</p>		エマージング・ カレンシー・ 債券ファンド (毎月分配型)	新生・UTI インドファンド	アメリカン・ ドリーム ・ファンド	営業収益	389,461	283,257	215,017	<p>1. セグメント情報 当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。</p> <p>2. 関連情報</p> <p>(1) サービスごとの情報 資産運用業区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。</p> <p>(2) 地域ごとの情報 営業収益 本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。 有形固定資産 本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の100%であるため、記載を省略しております。</p> <p>(3) 主要な顧客ごとの情報 (単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">新生・UTI インドファンド</th> <th style="text-align: center;">エマージング・ カレンシー・ 債券ファンド (毎月分配型)</th> <th style="text-align: center;">アメリカン・ ドリーム ・ファンド</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>営業収益</td> <td style="text-align: right;">304,078</td> <td style="text-align: right;">232,406</td> <td style="text-align: right;">193,368</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 当社は、投資信託委託会社として、約款に基づき投資信託財産から委託者報酬を得ております。そのため、投資信託からの営業収益については当該投資信託を顧客として開示していません。</p>		新生・UTI インドファンド	エマージング・ カレンシー・ 債券ファンド (毎月分配型)	アメリカン・ ドリーム ・ファンド	営業収益	304,078	232,406	193,368
	エマージング・ カレンシー・ 債券ファンド (毎月分配型)	新生・UTI インドファンド	アメリカン・ ドリーム ・ファンド														
営業収益	389,461	283,257	215,017														
	新生・UTI インドファンド	エマージング・ カレンシー・ 債券ファンド (毎月分配型)	アメリカン・ ドリーム ・ファンド														
営業収益	304,078	232,406	193,368														

(資産除去債務関係)

第14期 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	第15期 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの				資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの			
1. 当該資産除去債務の概要 当社は、本社事務所の定期建物賃借契約に基づき、事務所退去時の原状回復義務に関し、資産除去債務を計上しております。				1. 当該資産除去債務の概要 当社は、本社事務所の定期建物賃借契約に基づき、事務所退去時の原状回復義務に関し、資産除去債務を計上しております。			
2. 当該資産除去債務の金額の算定方法 使用見込期間を24.4年と見積り、割引率は2.056%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。				2. 当該資産除去債務の金額の算定方法 使用見込期間を24.4年と見積り、割引率は2.056%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。			
3. 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減 (単位：千円)				3. 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減 (単位：千円)			
期首残高	有形固定資産の取得に伴う増加額	時の経過による調整額	期末残高	期首残高	有形固定資産の取得に伴う増加額	時の経過による調整額	期末残高
28,502		591	29,094	29,094		603	29,697

(関連当事者情報)

第14期（自平成26年4月1日至平成27年3月31日）

1. 関連当事者との取引

当社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	株式会社 新生銀行	東京都 中央区	512,204	銀行業	(被所有) 直接所有 100%	営業取引 役員の兼任	支払手数料	347,741	未払 手数料	65,673
							連結法人税額	545	未収還付 法人税等	545
							敷金の差入		差入 保証金	44,119

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
一般的取引条件を基に、協議の上決定しております。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

株式会社新生銀行（東京証券取引所に上場）

第15期（自平成27年4月1日至平成28年3月31日）

1. 関連当事者との取引

当社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	株式会社 新生銀行	東京都 中央区	512,204	銀行業	(被所有) 直接所有 100%	営業取引 役員の兼任	支払手数料	408,701	未払 手数料	96,717
							連結法人税額のうち連結納税親会社への支出	1,804	その他 未払金	1,804
							敷金の差入		差入 保証金	44,119

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
一般的取引条件を基に、協議の上決定しております。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

株式会社新生銀行（東京証券取引所に上場）

(税効果会計関係)

第14期 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	第15期 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p>繰延税金資産</p> <p>流動資産</p> <p>未払事業税 341千円</p> <p>未払事業所税 261千円</p> <p>賞与引当金等 13,186千円</p> <p>評価性引当額 13,789千円</p> <p style="text-align: right;">小計 千円</p> <p>固定資産</p> <p>資産除去債務 9,397千円</p> <p>繰越欠損金 21,995千円</p> <p>その他 333千円</p> <p>評価性引当額 31,726千円</p> <p style="text-align: right;">小計 千円</p> <p style="text-align: right;">繰延税金資産合計 千円</p> <p>繰延税金負債</p> <p>固定負債</p> <p>建物（除去費用） 7,120千円</p> <p style="text-align: right;">小計 7,120千円</p> <p style="text-align: right;">繰延税金負債合計 7,120千円</p> <p>差引：繰延税金負債の純額 7,120千円</p>	<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p>繰延税金資産</p> <p>流動資産</p> <p>未払事業税 534千円</p> <p>未払事業所税 244千円</p> <p>賞与引当金等 12,027千円</p> <p>評価性引当額 12,806千円</p> <p style="text-align: right;">小計 千円</p> <p>固定資産</p> <p>資産除去債務 9,093千円</p> <p>繰越欠損金 20,136千円</p> <p>その他 307千円</p> <p>評価性引当額 29,537千円</p> <p style="text-align: right;">小計 千円</p> <p style="text-align: right;">繰延税金資産合計 千円</p> <p>繰延税金負債</p> <p>固定負債</p> <p>建物（除去費用） 6,412千円</p> <p style="text-align: right;">小計 6,412千円</p> <p style="text-align: right;">繰延税金負債合計 6,412千円</p> <p>差引：繰延税金負債の純額 6,412千円</p>
<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <p>法定実効税率 35.64%</p> <p>住民税均等割 0.57%</p> <p>交際費等永久に損金に 算入されない項目 0.42%</p> <p>評価性引当額増減 25.40%</p> <p>税率変更による期末繰延 税金負債の減額修正 7.55%</p> <p>その他 1.58%</p> <p style="text-align: right;">税効果会計適用後の法人税 等負担額 3.27%</p>	<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <p>法定実効税率 33.06%</p> <p>住民税均等割 11.03%</p> <p>交際費等永久に損金に 算入されない項目 2.08%</p> <p>評価性引当額増減 120.63%</p> <p>前期連結法人税個別帰属額の 当期修正 1.26%</p> <p>役員賞与引当金 29.23%</p> <p>税率変更による影響 103.44%</p> <p>その他 1.30%</p> <p style="text-align: right;">税効果会計適用後の法人税 等負担額 60.79%</p>
<p>3. 法人税等の税率の変更による繰延税金負債の金額の修正</p> <p>「所得税法の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以降に開始する事業年度から法人税率等の引き下げ等が行われることに伴い、当事業年度は繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、支払が見込まれる期間が平成27年4月1日から平成28年3月31日までのものは、35.64%から33.06%に、平成28年4月1日からのものは32.30%に変更されております。その結果、繰延税金負債の金額が727千円減少し、法人税等調整額の金額が727千円減少しております。</p>	<p>3. 法人税等の税率の変更による繰延税金負債の金額の修正</p> <p>「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることに伴い、当事業年度は繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、支払が見込まれる期間が平成28年4月1日から平成30年3月31日までのものは、32.30%から30.86%に、平成30年4月1日からのものは30.62%に変更されております。その結果、繰延税金負債の金額が346千円減少し、法人税等調整額の金額が346千円減少しております。</p>

（退職給付関係）

第14期 （自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）	第15期 （自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）
親会社との出向者の取扱いに関する協定書に基づいて親会社に支払った金額を退職給付費用として計上しております。	親会社との出向者の取扱いに関する協定書に基づいて親会社に支払った金額を退職給付費用として計上しております。

（1株当たり情報）

第14期 （自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）	第15期 （自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）
1株当たり純資産額 80,563円51銭 1株当たり当期純損失 4,926円36銭 （注） 1. なお、潜在株式調整後1株当たり当期純損失金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。 2. 当期純損失は全て普通株式に帰属するものであります。また、期中平均株式数は議決権総数と同一であります。	1株当たり純資産額 80,667円65銭 1株当たり当期純利益 104円13銭 （注） 1. なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。 2. 当期純利益は全て普通株式に帰属するものであります。また、期中平均株式数は議決権総数と同一であります。

（重要な後発事象）

第15期 （自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）
該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- （1）自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- （2）運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- （3）通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）、（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。
- （4）委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- （5）上記（3）、（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名 称	資本金の額 (平成28年3月末現在)	事業の内容
三井住友信託銀行株式会社	342,037百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

<再信託受託会社の概要>

名称 : 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

資本金の額 : 51,000百万円（平成28年3月末現在）

事業の内容 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的 : 原信託契約にかかる信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託者から再信託受託者（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託者へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

名 称	資本金の額 (平成28年3月末現在)	事業の内容
株式会社新生銀行	512,204百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

ファンドの信託財産に属する有価証券の管理・計算事務などを行ないます。

(2) 販売会社

日本におけるファンドの募集、解約、収益分配金および償還金の取扱いなどを行ないます。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

株式会社新生銀行は、委託会社の株式を100%保有する親会社です。

第3【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

提出年月日	提出書類
平成28年 5月10日	有価証券報告書

独立監査人の監査報告書

平成28年6月3日

新生インベストメント・マネジメント株式会社

取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山田 信之 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中島 紀子 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている新生インベストメント・マネジメント株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第15期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新生インベストメント・マネジメント株式会社の平成28年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1.上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成28年9月27日

新生インベストメント・マネジメント株式会社

取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 山田 信之 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている新生・世界スマート債券ファンド1502の平成28年2月11日から平成28年8月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新生・世界スマート債券ファンド1502の平成28年8月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

新生インベストメント・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1.上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。